

## グーグルの「ストリートビュー」サービスに異論噴出

—— 百害あって一利なし。包囲の輪を広げよう！！

**グ**ーグルは、08年8月5日からわが国で「ストリートビュー」サービスをはじめた。このサービスはグーグルの地図サイト上の機能。住所などで地点を指定すると、グーグルが最近撮った画像をタダで見ることができる。だが、異論が噴出している。

グーグルは、その地域や住民の同意もなく、クルマに搭載した高性能カメラで通行中の住民、個人の住宅などを撮影し、立体地図として公開している。これは、明らかに本人の断りなしの撮像でプライバシーの侵害にあたる。

グーグルとしては、「法律的に検討した結果、公道から撮影したものであれば、基本的には公開して構わないと考えている」とのことだ。グーグルはオプトアウト（イヤだと思ふ人はクレームをいえば、削除してもらえ）の機会を提供することで苦情を解決しようという方針だ。

確かに、オプトアウトも一つのプライバシー保護策ではある。しかし、「ストリートビュー」サービスに関するプライバシー問題を、オプトアウトの問題に限定してしまうのは危険である。グーグルの「営業の自由」と、個人の「みだりに撮像されない個人の権利」といったレベルに矮小化されかねないからだ。

- ・巻頭言～グーグルのサービスに異論噴出
- ・福祉、介護受給者のプライバシー保護の課題
- ・反住基ネット・オータム・セッション開催される
- ・イギリスでは消費税減税策を実施
- ・グーグルとのプライバシーをめぐる論争
- ・奨学金の滞納防止に、ブラック情報の通報制度

問題は、「グーグル（一企業）と個人との話」なのであるか。そうではなくて、むしろ、社会政策としてこうしたサービスを野放しにしておいていいのかどうかであるはずだ。ネットを支配し、強大なメディア権力を手中にしているグーグルに、ひ弱な個人が対峙するのは容易ではない。オプトアウトによるプライバシー問題への対処方法自体が、弱い立場にある市民を保護する適切な手段であるのかどうか問われている。この国は、振り込め詐欺問題対策を見ている、後手。グーグルのサービスについても、ある程度被害が大きくなる限り、政府は何の対策も打たないのだろうか。

北米や欧州では、訴訟を含め大問題になっている。カナダでは、プライバシー保護法に反するとのことで、配信停止になっている。わが国でも、東京都杉並区では、08年8月12日と11月7日に、グーグルに対し「プライバシーへの配慮および削除の申し出には適切に対応するように」と申し入れを行った。また、東京都町田市議会は、08年10月9日に、法規制を求める意見書を採択した。08年11月13日に、国会の衆議院総務委員会で懸念が示された。08年11月21日に、日弁連は、プライバシー問題を点検するために緊急集会を開いた。グーグル包囲の輪は着実に広がっている。百害あって一利なし。こんなサービスを放置しておいてはいけない。

今年もPIJの支援をよろしくお願いします。

2009年1月7日

PIJ代表 石村 耕治

石村耕治 PIJ代表に聞く

# 福祉、介護受給者のプライバシー保護の課題

## — 受給者にプライバシーの根こそぎ放棄を迫る福祉と人権

《話し手》 石村 耕治 (PIJ代表・白鷗大学教授)

《聞き手》 我妻 憲利 (PIJ事務局長)

**誰**でも、いつ、ホームレス、福祉の世話になるか知れない大競争時代である。事実、生活保護の受給者が急増している。しかし、実際の生活保護申請となると、自分ないし世帯のプライバシーを根こそぎ放棄しなければ、これを受けることができない。

これは、介護保険制度の下、要介護認定、要支援認定を受ける場合も同じだ。しかし、これまで、こうした“福祉受給者”の個人情報保護、人格権の保護、あるいは、プライバシー権の保護については、あまり深く議論されることがなかった。むしろ、受給者のプライバシーの放棄は、受給の権利行使に伴う当然の義務で、あたかも1枚のコインの表と裏の関係のようなかたちで議論されてきたともいえる。

クレジットカードに加入すると、クレジットカード業者に対しさまざまな個人情報を提供するように求められる。当然、私生活が把握され、自分の個人情報が不正に利用されるおそれがある。ただ、それがイヤだと感じたら、そのクレジットカードのカードに加入しなければよい。カードに加入しないとしても、生死にかかわることは極めて少ない。

だが、生活保護申請の場合はそうはいかない。場合によっては、死に直結するおそれすらある。生活保護を申請すると、保護申請時の資産保有状況および収入状況などの調査が行われる。不正受給防止や受給抑制がねらいである。近年、自治体は、申請者に対し以前にも増してプライバシーの“放棄”を強制する流れにある。また、各自治体では、福祉事務担当部局への不正通報窓口や「生活保護費の不正受給に関する調査委員会」を設置するなどして、住民と一体となった監視体制を強化する動きも目立つ。ただ、生活保護の場合、こうして集められ

た受給者の個人情報は、公然と民間企業など外部に提供されることは少ない。

これに対して、介護保険の利用、それに伴う要介護認定、要支援認定の場合はどうだろうか。介護保険は強制加入の制度だ。保険を使って介護や支援の必要性を認定してもらうのに、申請者は、自己の幅広いセンシティブな個人情報を放棄しなければならない。しかも、介護保険の場合、市区町村に提供されたこれらセンシティブ情報は民間事業者などに再提供することに無理やり同意を迫れる仕組みにある。これは、自治体が、民間事業者の選定において、不当に偏ることがないようにとの趣旨で、複数の事業者と受け入れ調整をすることになっていることも一因である。いずれにせよ、介護保険制度は、要介護認定情報などが、民間にばらまかれることを前提とした仕組みである。

いま厚労省が検討している社会保障カード、社会保障番号などが導入されれば、被保険者情報は番号付きで民間機関にもばらまかれることになることが危惧される。福祉受給者のセンシティブ情報は垂れ流しされるおそれが強まり、間違いなくプライバシー（自己情報のコントロール権）の保護は難しくなる。経団連や、財界のPR紙ともやゆされる日経新聞などは、共通番号、社会保障番号導入にエールを送っている。彼らの主張では、個人情報は“商品”、並みの取扱、“人格権”保護の視点は完全に抜け落ちている。

福祉の受給者に対し生存権を保障することは憲法上の要請である。だが、福祉受給者は、一般に“社会的弱者”である。“沈黙”を強いられ、明らかに人格権は軽視されている。こうした人たちの人格権の保護、そのための制度見直しが必要なのに、プライバシー放棄を強いる政

策・実務が粛々と続けられている。

福祉受給者にプライバシー放棄を迫る福祉政策見直しの課題について、石村耕治PIJ代表に

我妻憲利PIJ事務局長が聞いた。

(CNNニュース編集部)

### 福祉の受給とプライバシー放棄の強制

(我妻) バブル経済の崩壊後に、低所得者が増え、ますます経済格差が広がっています。その影響で、生活保護世帯が増え、それにつれて不正受給も徐々に増えてきています。もちろん、生活保護受給者のプライバシー保護の視点も大切だと思います。しかし、一方で、自治体の福祉事務所は、不正受給を防ぐために、生活保護受給者ないし世帯の個人情報を通じて管理せざるを得ないこともあるような気がします。

(石村) 指摘された点については、「社会保障 (social security, entitlement)」と「社会福祉 (social welfare)」との違いを織り込んで考える必要があるかも知れません。ここでは、こうした点については、深く立ち入らないで考えてみたいと思います。

(我妻) つまり、「社会保障」は、国民一般が享受できるプログラムで、一方の「社会福祉」は、特段の必要性のある人たちが享受できるプログラムだということ、分けて考えるのも一案だということでしょうか？

(石村) そうした分け方もあるかも知れません。しかし、社会福祉を、社会保障の一部と見る向きもありますから……。あえて双方の違いをあげるとすれば、「年金」のような社会保障プログラムは「国民一般」を対象としています。これに対して、「生活保護」のようなプログラムでは、「特別に必要性のある人たち」を対象としています。このため、どうしても申請があれば、一般国民と分別して、生活保護の受給資格があるかどうか厳正な審査が必要になるわけです。

(我妻) つまり、特別のベネフィット(利益)の供与につながる申請をします。この場合、その濫用、不正防止のために、申請者が、自分や家族のプライバシー権を放棄することに同意し、丸裸になることを受け入れれば、受給のチャンスができる仕組みとせざるを得ないというわけですね。

(石村) そうです。そのために、自治体の福祉事務所は、生活保護申請者に対しプライバシーの放棄を願うわけです。その上で、申請者の生活内容

に深く立ち入るかたちで、適正化策を実施することになっているわけです。

(我妻) 私が記憶しているのは、暴力団員が生活保護を不正受給した事件です。それから、生活保護受給者に通院で使用したタクシー代金が支給される補助制度を悪用し、生活保護費を不正に受給した事件などです。2007年11月に摘発された北海道滝川市の事件では、3人で不正受給総額が1億円を超えていましたね。

(石村) ただ、こうした事件があった、あるいはあり得るからといって、性悪説に立ち、生活保護受給者に対し無原則にプライバシーの根こそぎ放棄を求めるのはどうかと思います。犯罪嫌疑者には適正な手続が保障されています。ところが、生活保護受給は「刑事事案」ではなく、「行政事案」あるいは「行政処分」だから、適正な手続は要らないんだ、というのでは問題です。

(我妻) 人間として認められるべき基本的人権までもがないがしろにされるにいたっているとすれば、確かに問題ですね。

(石村) 人間として生きるために生活保護を受けることは「権利」です。これが、犯罪嫌疑者以下に扱われる。しかも、受給が「屈辱」「シェイム」であるように誘導し、社会的・経済的弱者を手荒く扱っているとすれば問題です。

(我妻) 地域によっては、生活保護の受給申請に弁護士の付添いが必要になっているような傾向が見られます。これは、見方を換えると、自治体の福祉担当者が社会的・経済的弱者を犯罪嫌疑者と同等に扱っているような実態があるということかも知れませんね。ただ、人権とのバランスを保った上で、不正受給対策はとらざるを得ないと思います。

(石村) もちろん、不正受給防止・コンプライアンス(法令遵守)問題と、人格権(プライバシー権)保護の問題とは分けて考える必要があると思います。確かに、「線引き」は容易でないかも知れませんが。

ちなみに、生活保護を受けている人は、自家用のクルマの所有が認められていないわけです。このため、北海道の事件では、通院にタクシーを利用せざるを得ないわけです。この場合、生活扶助費

とは別に交通費が全額支給されます。支給金額は、居住する自治体が審査して決めている。これが悪用されたわけです。

### "人格権否認"による生活保護不正受給防止策とは

(我妻) プライバシー根こそぎ放棄による生活保護の不正受給防止策とは、いつ頃からはじまったのですか？

(石村) 1980年代のマスコミによる生活保護不正受給キャンペーンが発端のようです。1981年に当時の厚生省社会局保護課長・監査指導課長が出した「123号通知」が典拠なようです。その概要はつぎのとおりです。

【図表1】 生活保護の不正受給防止策(123号通知)のあらまし

資産の保有状況の把握	土地、建物、預貯金、自動車等の保有状況、生命保険の加入状況等資産の種類ごとに克明に記入したうえ、当該記入内容が事実と相違ない旨附記し署名捺印した書面および保護の実施機関が行う資産の保有状況に関する関係先照会に同意する旨を記し署名捺印した書面を審査者等から提出させたい、訪問調査等により事実の的確な把握に努めること
収入状況の把握	勤労収入、年金、仕送り、保険金等その収入の種類ごとに克明に記入したうえ、当該記入内容が事実と相違ない旨附記し署名捺印した書面、当該記入内容を証明するに足る資料および保護の実施機関が行う収入状況に関する関係先照会に同意する旨を記し署名捺印した書面を審査者等から提出させたい、訪問調査等により事実の的確な把握に努めること
関係官署との連携による事実の把握	訪問調査および資料提出によってもなお資産の保有状況または収入状況に不明な点が残る場合には、必要に応じ雇用主等の関係先に照会を行うとともに関係官署と連携を図ることにより、事実の的確な把握に努めること

詳しくは、資料1号(10頁)参照

(我妻) こうして図表にして見ると、生活保護の申請者は、自分のプライバシーを根こそぎ放棄することに同意しない限り、申請が通らないことがわかりますね。言い方が悪いかも知れませんが、自分とは「別の福祉の世界」があるんだなあ、と感じました。

(石村) 犯罪嫌疑者の場合、黙秘権とか人権保障のメカニズムが機能しています。ところが、生活保護申請者、受給者の場合は、人格権を確保するメカニズムが機能していないのではないかと感じるわけです。後でふれますが、これが、介護保険制度の下、要介護認定、要支援認定を受ける場合にも、人格権放棄に同意することは当然とする

流れが及んできています。

(我妻) つまり、一般国民を対象とした介護保険制度にも、「自分のプライバシーを根こそぎ放棄することに同意を強要する考え方」が広がっているということですか？

(石村) そうです。生活保護申請手続における「人格権否認のルール」が、要介護・支援認定手続にも応用されているわけです。生活保護とは無関係と考えている人にも、無関係でいられない法環境ができつつあるわけです。

### 生活保護を受けると財産保有はゆるされない？

(我妻) 生活保護を申請する、あるいは受けると

します。その場合、財産を持つことは厳しく制限されることになるようですが？以前、埼玉で、生活保護受給者が、居住する部屋にエアコンを設置したのをとがめられ、撤去した末に、熱中症にかかり入院を余儀なくされたとの事件が報道されたことがありましたが。

(石村) そうでしたね。生活保護を受けると、厳しく財産の保有が制限されます。土地とか、家屋、事務用品、生活用品などは、最低限度の生活を続けていくに必要な限度でしか認められませ

ん。現金や預貯金も認められていません。

(我妻) 必要以上の財産は、持っているとするれば、どうなりますか？

(石村) それを処分して自分の生活費に充てるように求められます。

(我妻) 最低限度かどうかは、自治体の福祉担当者が受給者のプライバシーを根こそぎ放棄するように求めることで、判断することになるわけですね。

(石村) 仰せのとおりです。

(我妻) 例えば、先ほどあげたエアコンを設置するのはダメ、とかの判断基準はどうなっているのですか？

(石村) 生活用品は、その地域の一般世帯とのバ

ランスを判断することになっているようです。具体的には、その地域の全世帯の7割程度の普及率が目安とされています。

(我妻)ということは、エアコンの撤去を迫られた受給者は、その近辺で7割の世帯がエアコンをつけていなかったからダメということになった？(石村)そういうことだったかも知れません。例えば、クルマは、障害者や過疎地域は別として、原則持ってはならないことになっています。他人から一時的に借りてドライブすることも認められません。

(我妻)かなり厳しいですね。

(石村)クルマについては、いわゆる「増永生活保護訴訟」があります。この訴訟では、他人のクルマを借りて運転したことを理由に生活保護を廃止した福岡県大牟田福祉事務所の処分の取り消しを求めて争われました。福岡地方裁判所(福岡地裁)は、「必要性にかられてクルマを借りて運転したことをもって保護廃止処分はやり過ぎである」として保護廃止処分を取り消し、原告増永さん勝訴の判決を言い渡しました。

【増永生活保護訴訟】(1994年10月17日提訴、福岡地裁1998年5月26日判決・確定、法律のひろば2002年12月号などを参照)

原告(増永さん)は、1989年に夫と離婚し、パート勤めをしながら4人の子どもの養育、収入の不足分につき生活保護を受給した。交通の便の悪い地方都市・大牟田市に居住していた。このことから、原告にとって、知人などのクルマを借りて利用することは、時によっては必要不可欠であった。だが、大牟田福祉事務所は、生活保護開始直後から、原告に対して「自動車の所有、借用及び運転を禁止する」との文書指示を行った。その上で、ケースワーカーが原告を尾行した。1993年10月、原告が弟のクルマを借りて久留米市に住む長女の病気見舞いに行こうとしていたところ、尾行していたケースワーカーに呼び止められた。そして、文書指示に違反したとして保護廃止処分を強行した。

1990年代には、世帯あたりのクルマの普及(所有)率は全国平均で8割超。大牟田市などの地方都市の場合、普及率は9割超の状態であった。

この訴訟で、原告はクルマを所有してはいなかったため、生活保護を受けている人がクルマを借用・運転することを禁止することの可否が争われた。被告大牟田市福祉事務所と厚生省は、クルマの借用を禁止する根拠は生活保護法4条1項(補足性の原則)であることと主張した。だが、他人所有のクルマを処分して生活費にあてることができるわけなく、また、借用したクルマを所有者に返還することは補足

性の原則とも関連性がない。

福岡地裁判決では「自動車の著しい普及の拡大及びそれに伴いかなり低価格の中古車等も出回るようになっていくことなどの社会情勢の変化」を指摘した上で「通勤のための公共交通機関を利用することが著しく不便である場合や身体障害者の通勤、通院、通学等自動車を利用する必要性が高いこと、保有にかかる自動車の価格が低廉であること、維持費などが他からの援助等により確実にまかなわれる見通しがあることなどの要件を満たし、かつ、その保有が社会的に相当と認められるときには、例外的に保有が認められるというように、その要件を一定程度緩和して解釈・運用する必要があるというべきである」と述べて、厚生省にクルマの所有に関する厳しすぎる運用を緩和するように求めた。さらに、判決では、クルマの借用について、「所有の場合に比して例外事由に該当する場合(すなわち、借用を認めるべき場合)が多いことが予想されるし、一時的な借用の場合には、これを禁止するべき度合いは小さくなると考えられる」と述べ、借用の場合には所有の場合よりさらに緩やかにクルマの一時使用を認めるべきであるとの判断を示した。

(CNNニュース編集部)

(我妻)生活保護受給者を監視するのが、ケースワーカーの仕事なのか、なかなか難しいところがあると思います。ただ、こうした体験のない人たちが、まるで他人事として処理しないように、生活保護受給者の人格権についてもっと理解を深める啓蒙をする必要があろうかと思っています。

(石村)ただ、いつ自分も、保護対象者になるかも知れないというおそれを強調するやり方はあまりよくないと思います。やはり、プライバシーの尊重、人格権保護の問題は、ある程度身近なことから学ぶ必要があると思います。

### 「母子手帳」も運用次第では「人格権否認の道具」に!

(我妻)身近な問題といえば、生活保護申請手続における「人格権否認のルール」が、「母子手帳」などの場合にもあてはまるのではないのでしょうか?とくに、「妊娠した」という事実の届出、さらには、母子手帳を媒介とした障害児の出生防止対策をかねたメカニズムが挿入されている現実などにも、「人格権否認」の問題があるのではないのでしょうか?

(石村)「母子手帳」は通称です。正式には「母子健康手帳」と呼ばれているものです。

(我妻) この母子手帳制度は、「交番・Koban」制度と同様に、外国へ輸出されて、好評だとも聞きますが。

(石村) そうですね。その一方で、先天異常児出生の監視システムではないか、したがって“人として生まれる権利”を侵害する道具ではないかとの批判もあります。

(我妻) その辺が、国家が良かれと思ってやっていることでも、見方を変えると権利侵害では、となってしまう。何とも厄介ですよ。

(石村) 言おうとしていることはわかります。例えば、その母子手帳発行の根拠法となっている母子保健法(昭和40年法律141号)15条には、次のように定められています。

#### (妊娠の届出)

**第15条** 妊娠した者は、厚生労働省令で定める事項につき、速やかに、保健所を設置する市又は特別区においては保健所長を経て市長又は区長に、その他の市町村においては市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。

(我妻) 妊娠したかどうかは、本来は、個人のプライバシーに属する事柄で、これを届出するように、と法律で定めることは、見方によっては、プライバシーの侵害ではないかということになりかねませんよね。国家のねらいは、母子保健サービスの充実にあるのでしょうか？

(石村) もちろん、法文では「妊娠の届出をするようにしなければならない」と書いていますから、努力義務程度とも読めますが。さらに、母子保健よりも先にすすんで行って、出生前(さらには小児期)の遺伝カウンセリングなども関係してくると、問題は、プライバシーにとどまらず、医学の倫理などにも広がってきます。

#### 「保護」に対する“偏見”とは

(我妻) 話を生活保護の話題に戻したいと思いません。福祉の世話になっていない人からみると、生活保護受けるのにプライバシーを主張するのは筋違いだ。“PIJは過剰反応だ”という意見もあるかも知れませんが。

(石村) しかし、介護保険制度における「要看護・支援認定手続」でも、「自分のプライバシーを根こそぎ放棄することに同意を強要する考え方」が広がってきていますから。生活保護手続だけの問題ではない、わけです。

(我妻) 背景には、一般の世帯も生活が苦しくなり、生活保護受給者や高齢者などの「過保護」に対する“偏見”、あるいは“やっかみ”が社会に蔓延してきていることがあるのではないのでしょうか？

(石村) 生活者の視点を余り持ち合わせていない一国の首相が、最近、次のような発言をし、失笑を買いました。

【経済財政諮問会議 第25回議事要旨  
(2008年11月20日)】

(麻生議長) 67歳、68歳になって同窓会に行くと、よぼよぼしている、医者にやたらにかかっている者がいる。彼らは、学生時代はとても元気だったが、今になるとこちらの方がはるかに医療費がかかってない。それは毎朝歩いたり何かしているからである。私の方が税金は払っている。たらたら飲んで、食べて、何もしない人の分の金を何で私が払うんだ。だから、努力して健康を保った人には何かしてくれるとか、そういうインセンティブがないといけない。予防するとこそっと減る。

病院をやっているから言うわけではないが、よく院長が言うのは、「今日ここにきている患者は600人ぐらい座っていると思うが、この人たちはここに来るのにタクシーで来ている。あの人はどこどこに住んでいる」と。みんな知っているわけである。あの人は、ここまで歩いて来られるはずである。歩いてくれたら、2週間したら病院に来る必要はないというわけである。その話は、最初に医療に関して不思議に思ったことであった。

それからかれこれ30年ぐらい経つが、同じ疑問が残ったままなので、何かまじめにやっている者は、その分だけ医療費が少なくて済んでいることは確かだが、何かやる気にさせる方法がないだろうかと思う。

(我妻) この麻生首相の発言は、自分の考えを率直に言ったままでしょう。「自分は格が上だけでも、下々の選挙民は・・・」という偏見が見え隠れしていますけど。でも、こうした人物を選んでいるのも、その下々の選挙民自身なのですから。「卵が先か、にわとりが先か」の感じもしますが・・・??

(石村) そういえるのかも知れませんが。感じ方の違いはありますが。ただ、私には、麻生首相の発言は、高齢者などへの「保護」に対する“偏見”に満ちているように見えます。「高齢者がブラブラして気に食わない」というのもひとつの主張でしょうけども。

(我妻) 国のトップがこうした“偏見”を持っていると、その配下にある行政も、そうした方向に行く可能性があります。確かに、問題発言です。

一方で、高齢者が何もすることなくブラブラは良くないのは確かです。病院の待合室が高齢者のサロン化するのも、何とかしないといけません。本当に必要な人にまで医療サービスが回らない、ということにもなりかねませんからね。少なくとも“乱診”防止対策は要りますよね。ただ、そうした“乱診”防止対策を前面に押し出していくと、公的医療保険とか、公的介護保険とかでは、「プライバシーを根こそぎ放棄することに同意を強要する考え方」が、かっ歩することになるわけでしょうけど。

(石村) “乱診”防止対策は必要だと思います。ですから、生活保護事務はもちろんですが、公的医療保険とか、公的介護保険とかに関して市民が提供したセンシティブな個人情報を、どういった政策で誰が管理していくのかが重い課題だと思うわけです。

(我妻) やはり、個人情報の“管理”に突き当たりますね。

### 「措置」制度から「支援費給付」制度への転換

(石村) 戦後、生活保護に代表されるように、わが国の社会福祉は、「措置」制度が支えてきたわけです。これが、公的介護保険にみられるように、利用者本意にしようということで、「支援費給付」制度に大きく転換してきているわけです。

(我妻) つまり、従来の福祉では、役所が「措置」、つまり「行政処分」として福祉を必要とする人たちにサービスを提供してきた。これが、「措置」でなくとも、「契約」でもOKだと判断される分野は、支援費を給付し、利用者が自由にサービスの提供先を選べる制度に転換したということですね。

(石村) そうです。役所が絶対にやるべきだとする「措置」を残しつつも、「措置」はあくまでも例外としたわけです。できるだけ、利用者が自由契約で民間事業者などからもサービスが受けられるように、「支援費給付」にしたわけです。

(我妻) 当然、社会福祉市場への民間営利企業の参入がすすむわけですね。

(石村) そうです。こうした政策転換により、「財政は公的に、給付は民間で」の流れができました。

### 【「措置」から「契約」への転換とは】

憲法25条「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及びその増進に努めなければならない」と定めています。第二次大戦後、わが国の社会福祉政策や事業は、この規定を基に、「国家責任」としてすすめられました。生活保護制度をはじめ、高齢者や障害者、児童など分野・対象者別に施設・施策が生まれ、「国家責任」のルールで支えてきたわけです。

「措置」制度とは、この「国家責任」の考えの下で、市区町村が、社会福祉の申請者について、職権でその必要性を判断し、サービスの種類や提供機関を決定する仕組みのことです。性格的には、「行政処分」にあたります。利用者を社会福祉施設に入所させ、必要なサービスをアレンジし、その他の措置を講じるやり方のことです。

「措置」制度の下での福祉サービスは、行政がサービスを必要とする対象者を判断し、行政自身、あるいはその委託を受けた社会福祉法人が、施設入所などを決め、行政がその費用を措置費でまかなうというやり方によって行われてきたわけです。

「措置」制度は久しく続きました。しかし、戦後経済における市場主義の高まり、社会福祉事業分野の多様化に伴う利用者の拡大など、「措置」制度だけではニーズに十分な対応が難しい事態が出てきました。また、効率化のためには社会福祉の擬似市場化をすすめ、民間営利企業の参入を広げるべきだとする意見も強くなりました。こうした時代の流れに呼応すべく、「措置」中心から「契約」「支援費給付」へと転換がはかられました。

公的介護保険制度導入以前は、「措置」の考え方を基に、特別養護老人ホームの入所や訪問介護（ホームヘルプサービスなどのサービス利用）はアレンジされていたために、利用申請に基づいて、市区町村が、入所施設やサービス内容などを決めていました。このため、自分で好きな入居先を選ぶことはできませんでした。これが、「契約」「支援費給付」への転換に伴い、公的介護保険制度導入後は、利用者自身が入居先やサービス内容を選べる仕組みに換わりました。

(CNNニュース編集部)

### 社会福祉民営化で強まる個人情報の流れのおそれ

(我妻) 「措置」制度は、あすの生活に困った人に対して緊急に保護・救済を行う仕組みとして、時代的には大きな役割を果たしたのでしょうけど。その反面、福祉は、利用者が自分の意思で利

用するというよりは、行政から与えられるものという依存症を生む原因にもなりますからね。こうみると、「支援費給付」への転換は、個人の選択を重視した制度で、いまの時代にマッチしているのではないのでしょうか？

(石村) たしかに、「支援費給付」は、個人の選択を重視した制度かもしれませんが。ただ、その一方で、個人情報の保護をどうするかという別の問題を生むことになりました。

(我妻) 具体的にいいますと？

(石村) 「措置」制度では、利用者の個人情報を市区町村が一括管理し、委託先に提供するという仕組みを基本としています。

(我妻) ということは、個人情報の管理についてはすべて市区町村が責任を負っていたわけですね。

(石村) そうです。例えば、本人の個人情報に変更があった場合にも、市区町村へ届出て、これを受けた市区町村が委託先の事業者へ再提供すればよかったわけです。

(我妻) ところが、「支援費給付」方式に換わり、個人情報の管理のあり方に大きな変化をもたらした？

(石村) 仰せのとおりです。新たな介護保険制度では、申請時に、要介護者は、要介護認定手続などを通じて、市区町村に個人情報を提供する。もう一方で、介護サービスを提供する民間事業者もサービス提供に必要な要介護者の個人情報を収集、管理することになったわけです。

(我妻) ということは、「措置」制度下では考えられなかったほど、要介護者の個人情報が容易に民間に垂れ流しになるおそれが出てきたわけですね。

(石村) そうです。ですから、介護保険制度にかかるプライバシー問題は、次のように、これまでの から にまで広がってきたわけです。

「要看護・支援認定手続」における「自分のプライバシーを根こそぎ放棄することに同意を強要されることへの疑問」
介護・支援を受ける利用者本人がこれら事業者に対して提供した個人情報の取扱・保護の課題

**要介護・支援認定手続がかかえる個人情報保護の課題**

(我妻) 要介護認定時あるいは要支援認定時に収集した個人情報の保護については、どのような仕

組みが準備されているのでしょうか？

(石村) 法律その他ガイドラインなどで守秘義務を規定して、対応するようになっています。

**【各種守秘義務規定一覧】**

**刑法 134条【秘密漏示罪】**

医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

**医療法 72条【秘密漏泄】**

当該官吏若しくは吏員又はその職にあつた者が、故なく第5条第2項又は第25条第1項の規定による診療録又は助産録の検査に関し知得した医師、歯科医師又は助産婦の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2項 職務上前項の秘密を知得した他の公務員又は公務員であつた者が、故なくその秘密を漏らしたときも、前項と同様である。

**国民健康保険法 121条【罰則】**

審査委員会若しくは審査会の委員又はこれらの委員であつた者が、正当な理由なしに、職務上知得した保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関の開設者、医師、歯科医師若しくは薬剤師の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2項 職務上前項の秘密を知得した第45条第7項(第52条第6項、第53条第7項及び第8項並びに第54条の2第12項において準用する場合を含む。)の規定により厚生大臣の定める診療報酬請求書の審査を行う者又はこれを行つていた者が、正当な理由なしに、その秘密を漏らしたときも、前項と同様とする。

**介護保険法 205条【罰則】**

認定審査会、都道府県介護認定審査会、給付費審査委員会若しくは保険審査会の委員若しくは保険審査会の専門調査員又はこれらの委員若しくは保険審査会の専門調査員であつた者が、正当な理由なしに、職務上知り得た指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設の開設者若しくは居宅サービス等を行った者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 23条**

指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2項 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3項 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報をを用いる場合は利用者

の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 3 3 条

指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすてはならない。

2 項 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 項 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

### 問われる要介護情報の根こそぎ放棄を強要する同意規定

(我妻) 一応、介護保険における要介護・要支援認定手続においては、主治医から提出された意見書、認定情報などは、一連の守秘義務規定で保護される仕組みになっているのですね。

(石村) そう見えますね。ただ、実際は、「要介護・要支援認定申請書」には、次のようなことに同意し、署名するように求める記載があります。

介護サービス計画又は介護予防サービス計画を作成するために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を、市区町村から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

詳しくは、資料 2 号 ( 1 1 頁 ) 参照

(我妻) これは、申請者に対して自己情報のコントロール権の完全放棄を強要しているようなものですね。

(石村) そう思うでしょう。先ほどふれましたが、このように、一般国民を対象とした介護保険制度でも、「自分のプライバシーを根こそぎ放棄することに同意を強要する考え方」が広がってきているということです。

(我妻) なるほど。生活保護だけの問題ではないわけですね。要介護認定情報を根こそぎ外部提供したとしても文句を言わないと、白地委任に同意

するように求める。こうした規定が、市区町村長あてに提出する「要介護・要支援認定申請書」に符合契約化されている。これはかなり荒っぽいですね。

(石村) お年寄りには、「符合契約」(注: 予め決められた条項に同意するしかないかたちになっている契約~CNNニュース編集部)の問題どころか、「契約」自体がどういうものなのかわからない場合も少なくないわけです。

(我妻) その上、本人が、自分の個人情報を追跡する権利もないんですね。

(石村) ないというよりは、何の規定もなく、市区町村は無茶しても、文句が言えないかたちになっているわけです。

(我妻) これはひどいですね。野蛮ですね。それに、医師は、刑法上の守秘義務を負っているわけで、自分が漏示すれば処罰される可能性がある。ところが、自分が書いた主治医意見書が、当の医師の知らないところで廻し見されていても手出しできないというのも本意ですよね。民間機関が垂れ流ししても歯止めがかからないですね。

(石村) 市区町村は「我々は悪いことしない」と言い訳したところで、提供先が提供された情報をどう管理しているかもわからない。提供先は要介護者本人にも知らされない。知らせる仕組みもない。情報主体である要介護者本人の自己情報コントロール権は完全に否定されています。

(我妻) 手続的には余りにも不備ですね。

### 社会保障番号、カードを導入すれば、情報犯罪者天国化するのは必至

(石村) とくに、サービス事業者の選定が公平に行なわれるようにとのことで、最終決定にいたるまで、要介護支援事業者の間でたらいまわしにされるおそれもあります。

(我妻) ただ、現段階では、要介護認定ないし要介護支援について、ただ、ともかくサービスの提供が第一で、プライバシーの保護などは二の次で、考える余地がないのが実情ではないのでしょうか？

(石村) たしかに、高齢者、役所や民間の介護事業者も、個人情報の保護など議論している余裕がないというのが本音かもしれません。

(我妻) とは言っても、倒産した介護事業者が、要介護者の個人情報保護をほったらかしにして、夜逃げすることもある。また、従業員が要介護者

の個人情報保護を闇の情報産業に密売する可能性もあるわけですから。ともかく、こんな状態で、社会保障番号、社会保障カードを導入して、番号つきで個人情報が垂れ流しになり、闇市場で取引されることになるのであれば、恐ろしいですね。

(石村) 社会保障番号、社会保障カードなど導入できるプライバシー保護インフラなど、まったくないといえます。情報犯罪者天国になってしまいます。こうした番号カードは、介護保険事務に限らず、さまざまな社会福祉、社会保障給付に使おうというのがわが国の役人の魂胆ですから、おそろしいわけです。

(我妻) 情報犯罪者天国づくりをすすめているのと同じですね。

(石村) ともかく、マスターキー、汎用の番号カードを使って分散管理型のナショナルデータベースを構築する計画が、“社会保障番号、社会保障カード構想”の本音です。役人がセンシティブな個人情報を含めすべての住民の人格権をトータルに管理する、民間機関を含めて国民の個人情報を自由に利用できるようにしようという構想が、いかに危険であるかは自明のところでは。

(我妻) 私たち国民は、認識が甘いですね。こうした番号カードが、受給者に対し“プライバシーの根こそぎ放棄”を迫る現行の福祉、介護、さらには医療などのサービスに適用されることの怖さがわかっていませんから。こうしたカード構想の行き着くところを透視するくらいの眼力が必要ですね。

(石村) そうですね。汎用の社会保障番号、社会保障カードは、いったん導入を許せば、国民の人格権をトータルに監視する道具となるのは必至ですからね。とりわけ、さまざまな社会福祉、社会保障給付システムを通じて、日本に住む全員の人格権の根こそぎ放棄をせまる“負の番号カード”になります。

(我妻) 石村代表、今回は、国民に対して“プライバシーの根こそぎ放棄”を迫る現行の各種福祉、介護、また医療サービスの問題点、さらには、これらのサービスが汎用の社会保障番号、社会保障カード構想とドッキングした事態を想定した危険性についての話、大変参考になりました。お忙しいところ、ありがとうございました。

#### 資料1号 生活保護の適正実施の推進について

(昭和56年11月17日 社保第123号 厚生省社会局保護課長・監査指導課長通知)

標記については、平素格別の御配慮を煩わしているところであるが、近時、暴力団関係者等による生活保護の不正受給事件が再三発生し、このため生活保護行政のあり方についての批判すら招いていることはまことに遺憾である。このような事件の発生は、大多数の善意の被保護者に多大な迷惑をかけるばかりでなく、生活保護制度そのものに対する国民の信頼を失わせるおそれがあり、その社会的影響は極めて大きいものがある。

これらの事件の中には、保護の実施機関等関係者の努力だけではその発生を未然に防止することが困難なものもあるが、他方、保護適用者の資産及び収入の把握が適切でなかったために生じたと思料されるものも見受けられる状況にある。

かかる事態にかんがみ、ごく限られた一部の者によるとはいえ厳に不正受給の防止を図り、一方、真に生活に困窮する者に対しては必要な保護を確保するため、保護の決定又は実施に当たっては、福祉事務所の組織的な対応の強化を図るとともに特に次の点に留意のうえ適正に行うよう、貴管下実施機関に対し指導の徹底を図られたい。

##### 1 新規申請の場合

(1) 保護の新規申請時における資産の保有状況及び収入状況の調査は握をより確実にするため、申請者等に対し次の措置を講ずること。

ア 資産の保有状況については、土地、建物、預貯金、自動車等の保有状況、生命保険の加入状況等資産の種類ごとに克明に記入したうえ、当該記入内容が事実と相違ない旨附記し署名捺印した書面及び保護の実施機関が行う資産の保有状況に関する関係先照会に同意する旨を記し署名捺印した書面を申請者等から提出させたい。訪問調査等により事実の的確な把握に努めること。

イ 収入状況については、勤労収入、年金、仕送り、保険金等その収入の種類ごとに克明に記入したうえ、当該記入内容が事実と相違ない旨附記し署名捺印した書面、当該記入内容を証明するに足る資料及び保護の実施機関が行う収入状況に関する関係先照会に同意する旨を記し署名捺印した書面を申請者から提出させたい。訪問調査等により事実の的確な把握に努めること。

ウ 訪問調査及び提出資料によってもなお資産の保有状況又は収入状況に不明な点が残る場合には、必要に応じ雇用主等の関係先に照会を行うとともに関係官署と連携を図ることにより、事実の的確な把握に努めること。

(2) (1)のイによる書面及び(1)のイによる記入内容を証明するに足る資料の提出並びにこれらに関する調査を拒む等の者に対しては、生活保護法(以下「法」という。)第二八条の規定により保護申請を却下することについて

検討すること。

2 保護受給中の場合

(1) 収入申告書等の提出書類の検討及び訪問調査等の結果、不明な点がある場合には、当該受給者に対し次の措置を講ずること。

ア 収入状況については、勤労収入、年金、仕送り、保険金、相続等による資産の取得等収入の種類ごとに克明に記入したうえ、当該記入内容が事実に相違ない旨附記し署名捺印した書面、当該記入内容を証明するに足る資料及び保護の実施機関が行う収入状況に関する関係先照会に同意する旨を署名捺印した書面を被保護者から提出させたいうえ、訪問調査等により事実の的確な把握に努めること。

イ 訪問調査及び提出資料によっても収入状況に不明な点が残る場合は、必要に応じ関係先照会を行うとともに関係官署と連携を図ることにより、事実の的確な把握に努めること。

(2) 以上の結果 不正受給が確認できた場合には、法第七八条に基づき給与した保護費を徴収するほか、更に法第八五条又は刑法の規定に係る告発について検討すること。

(3) (1)のアによる書面及びその内容を証明するに足る資料の提出並びにこれらに関する調査を拒む等の者に対しては、文書による指導指示を行い、これに従わない場合には指導指示違反として法第六二条の規定に基づく保護の停止等の措置を行うこと、又は法第二八条の規定に基づく保護の停止等の措置を行うことについて検討すること。

(4) 福祉事務所長が(2)による告発又は(3)による措置を講じた場合には、都道府県・指定都市の主管部(局)に報告すること。

(5) 刑事事件及び新聞、議会等で問題になることが予想される等の不正受給事件については、その概要、対応方針等について速やかに本職あて報告すること。

資料 2 号

介護保険		要介護認定・要支援認定 要介護更新認定・要支援更新認定		申請書
〇〇市区町村長 次のとおり申請します。				
被 保 者	被保険者番号			申請日 平成 年 月 日
	フリガナ			生年月日 明・大・昭 年 月 日
	氏名			性別 男 ・ 女
	住所	〒〇〇〇-△△△△ 〇〇市区町村		電話番号 ( )
前 回 の 要 介 護 認 定 の 結 果 等 <small>*要介護・要支援更新 認定の場合のみ記入</small>	要介護状態区分	1 2 3 4 5	経過的要介護	要支援状態区分 1 2
	有効期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
	過去6ヶ月間 介護保険施設 医療機関等 入院、入所の 有無	介護保険施設の名称等・所在地	期間 年 月 日 ~ 年 月 日	
	有 ・ 無	医療機関等の名称等・所在地	期間 年 月 日 ~ 年 月 日	
提 出 代 行 者	氏名 (名称)	該当に〇(地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設) 印		
	住所	電話番号		
主 治 医	主治医の氏名			医療機関名
	所在地	電話番号		
※第2号被保険者(40歳~64歳の医療保険加入者)のみ記入 (医療保険者証の写しを添付)				
医療保険者名			医療保険被保険者証 記号番号	
特定疾病名				
介護サービス計画又は介護予防サービス計画を作成するために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にか かる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を、〇〇市区町村から地域包括支 援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載 した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。				
調 査 の 立 会 希 望	有・無	連絡先	本人氏名	
	調査の都合の良い、悪い時間帯等	自宅・代行者・他	(代筆者氏名) 続柄 ( )	
備 考				

# 反住基ネット・イン東京

## 2008年オータム・セッション開催される

2008年10月19日 (日)

(CNNニュース編集部)

**反**住基ネット・イン東京2008年オータム・セッションが、2008年10月19日に開催された。主催は、反住基ネット連絡会。場所は、東京飯田橋にあるSKプラザ(東京清掃労働組合本部)地下1階ホール。メインテーマは、「社会保障番号、カード」問題。当日午前10時から夕刻まで講演、熱気にあふれた質疑討論が交わされた。当日、石村耕治PIJ代表も講演を行なった。弁護士の吉沢氏、牧野氏、さらには山本氏が、下記のような演題で、講演を行い、質疑討論が行なわれた。

講演を聴いていて、実施が現実化してきている「社会保障カード構想」について、発表者である弁護士の認識の浅さと、よく勉強してきている参加者の意識の高さと乖離が大きいよう

に感じた。弁護士界には、社会保障カードが、イギリスのIDカード制に通じる構想であることの認識を深めて欲しいところである。

また、山本勝美氏の話では、「社会保障領域におけるプライバシー・人権侵害と反対運動の歴史」について、プライバシーの根こそぎ放棄をせまる国家の政策の流れを知ることができた。障害者の医療情報や母子手帳制度を使い構築されている選定異常出生監視システムなどの人権侵害の実情が紹介・報告された。こうした介護・福祉・医療分野における多様なシステムが社会保障カードで管理されるとすれば、データ監視国家になってしまうことが危惧されることの警鐘を鳴らしたものだ。現場からの報告で、運動の経緯を含め、聴き応えのある話であった。

### 《反住基ネット2008年オータム・セッションの報告項目》

#### 持続可能な社会保障に、番号・カードは必要か？

#### 《タイムスケジュール》

セッション1：現実主義の間	10:00~12:30
報告：社保カード検討会の議論と日弁連意見書	吉沢宏治さん(日弁連情報問題対策委員)
講演：なぜ行政のIT化はうまくいかないのか？	牧野二郎さん(DDTF代表、弁護士)
セッション2：原則主義の間	13:30~14:45
講演：わが国の「社会保障カード」プランの「罨」 ~英のIDカード制と米の社会保障カード制から見抜く	石村耕治さん(PIJ代表、白鷗大学教授)
セッション3：現場主義の間	15:00~16:15
報告：介護・医療・福祉の現場から	山本勝美さん(都保健所心理相談員協議会会長)
全体討論：	

次頁以下に、同日の石村耕治PIJ代表の講演の骨子を、本号に収録した。

# わが国の「社会保障カード」プランの“罨”

— 英のIDカード制と米の社会保障カード制から見抜く

レクチャー骨子

石村 耕治 (PIJ代表・白鷗大学教授)

はじめに～全員に「身分登録証明 (ID) カード」を持たせる計画

イギリスの「身分登録証明 (ID) カード」制は恒常的な人権侵害装置

Q&A イギリスのIDカード制とは何か

アメリカは社会保障番号 (SSN) の汎用で成りすまし犯罪天国化

はじめに～

全員に「身分登録証明 (ID) カード」  
を持たせる計画

- ・ 厚労省が、総務省と連携を密にし「社会保障カード」(社保カード、社会保障〔番号〕カード)構想を練り直しはじめた。
- ・ 08年8月29日に、厚労省の「第10回社会保障カード(仮称)の在り方に関する検討会」で配られた『これまでの議論の整理』(『議論の整理』)に彼らの“本音”が描かれている。
- ・ いわく、「別々のICカード及び発行の仕組み等を作るのは非効率的であることを踏まえ、社会保障カード(仮称)は、将来を見据えた社会保障制度全般を通じた情報化の共通基盤として位置付けられるべきものである。」と。
- ・ つまり、社保カード制とは、健康保険証などをICカード化するようなちっぽけな構想ではなく、官民を問わず、個人情報を集約したあらゆるデータベースにアクセスできる個人情報を集約・監視できるIC仕様の「マスターキー・カード制」をつくりあげる構想。
- ・ 言い換えると、日本に居住する人全員にIC仕様の身分登録証明(ID)カードを強制的に

持たせ、あらゆる社会保障給付や課税、経済取引や法律行為をする際の本人確認に使おうというデータ監視国家の構想。

- ・ 『議論の整理』では、「情報連携の基盤」の役割をはたすマスターキー・カードを社保カードの仮称でつくっており、「さしあたり、年金手帳、健康保険証、介護保険証」をターゲットとしているだけだ、と吐露している。
- ・ つまり、年金・医療・介護は、たんなる“呼び水”。現段階での検討は、各人の背番号コードを格納したIC仕様のIDカード(マスターキー・カード)を全員に持たせ、官民さまざまデータベースに分散管理される国民情報に役所や民間機関が縦横無尽にアクセスでき、国民をデータ監視できる仕組みをつくるための“入口論議”に過ぎないといっている。
- ・ “本音”は、住基ネットで頓挫し“亡霊化”した住基カードの現世への呼戻し作業をしたいということ。
- ・ わが国の住基ネットでは、コードとカードで国民情報の全国総合管理を目指したはずだった。それが、反対論が強く、カードを任意取得にせざるを得なかった。で、産官学が厚労省の社保カード構想で、それこそ“再チャレンジ”、“年金”、“社会保障”をエサに全員にICカードを強制交付することに必死。

- おりしも、イギリスでは、06年3月に成立した「身分登録証明カード法（Identity Cards Act 2006）」、通称「IDカード法」が、今（08年）夏から段階的に施行。
- このIDカード制では、各人の50項目にもおよぶ詳細な個人情報や付番した背番号「国家身分登録番号・NIRN」や他の共通番号に加え、両手の「指紋」、両目の「虹彩」ないし「人相」などを登録し、登録原票を「国家管理センター・NIR（国家身分登録台帳）」で集約管理することになってる。
- NIRに保存された居住者などの情報には、国家安全保障、警察、入国管理、不法就労、社会保障給付、課税など各当局にあるデータベースでの本人確認において、“公益保護”に必要ということで照会があればアクセスできる。
- 民間機関もNIRにアクセス可。一方、本人（情報主体）には、こうした生体認証情報を電子データ処理しマイクロチップに収納したIC仕様のIDカードを申請に基づいて交付。生体認証式ICカードを、各人が社会保障給付や課税、経済取引や法律行為、警官の職質などの際に提示させ、本人確認に使わせる方向。
- アメリカの「社会保障番号（SSN）制」に加え、イギリスの「身分登録証明（ID）カード制」をよく知れば、わが国の役人が御用審議会と一緒にすすめている社保カード構想の“罨”を見抜く“眼力”がつかはず。
- 社保ネットを反対する組織は、医療現場が混乱するとか、カードを発行する市役所の現場が大変だとか、保険証のICカード化のような矮小化された議論に翻弄されてはならない。人権保護の視点に立ち、もっと本質に迫った「国内版パスポート」反対論を展開しないとイケない。
- IDカード法は、生体認証式IC仕様の「IDカード」を居住者などに持たせ、各人の「背番号」や生体認証情報を含む幅広い個人情報を「国家ID管理センター」で集約管理し、官民が幅広く活用できるようにすることを狙いとしたもの。ブレア前政権が2003年秋に提案し、テロ多発などの不穏な時代背景を追い風に成立にいたる。
- 国家ID管理センター、つまり「国家身分登録台帳（NIR = National Identification Register）」で集約管理することになっている情報は、各人の氏名や生年月日など50項目にもおよぶ個人情報や、付番した背番号（国家身分登録番号・National Identity Registration Number）に加え、両手の「指紋」、両目の「虹彩」ないし「顔面の寸法（人相）」などの生体認証情報。
- この構想について、議会内外から市民的自由への挑戦であり、人権侵害的との声が上がリ、厳しく糾弾された。
- 議会では、ID法案審議段階で、野党の反対や一部与党議員の造反などもあり、当初の「イギリス籍および外国籍の人全員を対象にIDカードを強制発給する」政府の厳格なデータ監視社会づくりの構想は後退した。
- その結果、当面、生体認証式の身分登録証明ICカードは、在英外国人や安全・機密分野で働く人には強制交付、イギリス市民権を有する人には、原則任意交付で、パスポートの発給を求める市民などに限定して交付される。また、居住外国人を除き、カードの常時携帯は求められない。
- IDカード法は、今年（2008年）から段階的に実施。イギリス在住外国人（2008年）、空港など安全・機密事項を取扱う分野で働くイギリス人および外国人（2009年）、

### イギリスの「身分登録証明（ID）カード」制は恒常的な人権侵害装置

- イギリス議会は、2006年3月30日に、「身分登録証明カード法（Identity Cards Act. 2006）」、通称「IDカード法」を成立。そして、今年（2008年）夏からIDカード制が段階的に実施。



生体認証型ICカードサンプル

16歳から25歳の若年者（2010年）、UKのパスポート取得者ないしイギリス人一般（2011年）に拡大の計画。

- 一方、本人（情報主体）には、こうした生体認証情報を電子データ処理しマイクロチップに収納したICカード（ID単独カード、外国人登録証と兼用カード、ないし電子〔e〕パスポートと兼用カード）を発給。発給の際に、本人に署名してもらい、その署名は電子処理した上で国家ID管理センター・NIRに保存。
- NIRに保存された各人の個人情報は、国家安全保障、警察、入国管理、不法就労、社会保障給付などの事務に関し、各当局が“公益保護”の必要性があるということで、その当局から照会があればアクセス可。民間企業も本人の同意を前提にNIRにアクセス可。
- 2008年から国境・出入国管理局（BIA = Border and Immigration Agency）は、在英外国人の外国人登録証の発行・更新事務を通じて、外国人登録証とIDカード兼用のICカードを強制的に発給する事務を開始。
- また、内務省の独立行政法人である旅券局（Passport Service）を改組、2006年4月1日に「身分登録証明・旅券局（IPS = Identity and Passport Service）」に新装。ここが、2010年から、イギリス人一般を対象に、本人の申請に基づいて生体認証式でIC仕様のIDカードの発給事務を開始予定。同様に、パスポートを申請・更新がある場合、生体認証式でIC仕様の「電子〔e〕パスポート」兼用のICカードの発給事務を開始予定。
- 議会は、2013年に制度の見直し予定。議会は投票により、カードのイギリス国籍の人全員へのIDカードの強制交付、携帯の義務化（国内版パスポート化）などを決めることが可。
- 一方、野党の保守党は、政権を奪取できれば、この法律の廃止を約束。労働党、政府は、人気のない労働党が下野し政権交代があっても、この制度の廃止ができなくなるように、IDカード法所管の内務省は、“既成事実化”に必死。

### 身分登録証明（ID）カード法の骨子

1 国家身分登録台帳（NIR = National Identification Register）の設置
主務大臣（内務大臣）が、国家身分登録台帳（以下「登録台帳」）の設置および管理する責務を負う（法1条1項）。
2 台帳に登録する個人
（a）登録される個人と、（b）申請により登録できる個人、に分かれる（2条1項）。
16歳以上の個人でイギリスに居住する者や、イギリスに居住したことのある者またはイギリスに入国しようとしている者（法2条2項）。
その他主務大臣により政令で登録対象となる個人や自らの申請で登録を求める者など（法2条4項）。
3 国家身分登録番号（National Identity Registration Number）
台帳に登録するすべての個人には、当該個人について記録された情報を登録台帳に登録するために唯一無二（固有）の背番号（国家身分登録番号）が付与される（法2条5項）。
4 国家身分登録台帳（NIR）の目的
登録台帳の設置および管理の目的は、「登録事実（registrable facts）」を証明するために便宜的な本人確認制度の確立、および「公益の必要性（necessary in public interest）」に基づく安全かつ信頼できる本人確認制度の確立である（法1条3項a号・b号）。
「登録事実」とは、（a）個人の身元〔氏名、その他通称、性別、生年月日・出生地、死亡年月日、本人と確認できる外見的特徴〕、（b）連合王国（イギリス）内の主たる居住地の住所、（c）主たる居住地以外のすべての居住地の住所、（d）イギリス内外の以前の住所、（e）イギリス内外異なる場所に居住していた期間、（f）現在の居住資格〔国籍、イギリスに在住する資格、居住資格が出入国の承認に由来する場合にはその在留条件〕、（g）以前の居住資格、（h）身分確認目的で配布される番号情報・これに関連する書類〔ただし、データ保護法で収集が禁止される人種、政治信条、宗教、健康、性癖、犯歴などのセンシティブ情報は除外される〕（i）登録台帳に記録された本人情報の提供先に関する情報、（j）本人からの情報開示請求歴、をさす（法1条5項・6項・7項・8項）。
「公益の必要性」とは、（a）国家安全保障、（b）犯罪の取締・防止、（c）出入国管理・取締、（d）不法就労の禁止・取締、（e）公共サービスの効率性の確保・円滑化、をさす（1条4項）。

## 5 登録台帳に記録される具体的な本人情報〔法別表第一〕

本人情報～(a)本人の氏名、(b)通称、(c)生年月日、(d)出生地、(e)性別、(f)イギリスにおける主たる居住地の住所、および(g)イギリス内にある他のすべての居住地の住所；

本人確認情報～(a)本人の顔面と肩も入った顔写真、(b)本人の署名、(c)本人の指紋、(d)その他の本人の生体認証情報；

居住資格～(a)本人の国籍、(b)イギリスにおける社会保障の受給資格、および(c)当該社会保障受給資格が、イギリスでの居住期間に左右される場合にはその要件；

本人照会番号等～( )登録台帳搭載記録とは、(a)国家身分登録番号、(b)本人に発行されたIDカード番号、(c)本人に付番された国民保険番号、(d)本人にかかる出入国資料管理番号、(e)イギリスの旅券番号、(f)イギリス以外の国もしくは領地または国際機関が本人に発行した旅券番号、(g)旅券に代えて本人に交付された資料の番号、(h)イギリス以外の国もしくは領地が本人に交付した身分証明書の番号、(i)イギリスに入国もしくは在留申請に関し内務大臣が本人に交付した管理番号、(j)本人に交付された就労許可証番号、(k)本人の運転免許証番号、(l)上記の申請に関し本人が保有する指定された書類の番号、ならびに、(m)上記の記録にかかる番号が記載された資料の失効日もしくは有効期限、をさす。  
( )「出入国資料」とは、(a)イギリスへの入国もしくはここでの居住に関し欧州条約のもとでの人の権利を確認するために使用された資料、(b)イギリスへの出入国に関し出入国機能や記録資料の管理に使われた資料、および(c)出入国カードをさす。

登録台帳に記録される本人の履歴(record history)とは、(a)登録台帳に登載された前記の本人情報で以前のもの、(b)登録台帳への登載にかかる手数料および情報開示にかかる手数料、ならびに(c)本人の死亡日、をさす。

登録およびIDカード歴とは、(a)本人の登録申請日、(b)本人が搭載事項の変更申請を行った日、(c)本人が搭載事項の確認を申請したすべての日、(d)本人にかかる搭載情報の削除を行った理由、(e)本人に交付された各IDカードの細目、(f)各IDカードの有効および無効の場合にはその理由、(g)本人がIDカードもしくは指定された資料の申請の際に連署した者の素性、(h)IDカードの紛失・盗難・破損に関し本人が届け出た事項の細目、ならびに(i)内務大臣が交付したIDカードを本人に返納を求めた状況の詳細をさす。

登録台帳に記録される本人確認情報(validation information)とは、(a)本人による搭載内容の修正またはIDカードの交付の申請に関し、登録台帳に搭載されるべきであるとして、本人が提供した情報、(b)本人が登録台帳搭載内容の確認申請にあたり提供した情報、(c)前記(a)もしくは(b)の申請にあたり、申請者の本人確認または当該申請に関し提供された情報の確認をするために取られた手続の詳細、(d)登録台帳にある個人の登載内容が完全、最新かつ正確であるかどうかを確認するために取られた手続または収集された情報の詳細、ならびに(e)情報が正確であるために本人が修正を届け出た内容の詳細をさす。

登録台帳に記録される本人安全対策情報(security information)とは、(a)本人が記録された情報申請および当該提供の提供を効率的に行うために使用される個人識別番号、(b)こうしたことのために使用されるパスワードその他のコードまたは当該パスワードもしくはコードを生成する方法、ならびに(c)搭載事項の変更もしくはその申請または当該申請者の本人確認に使用される質問および回答をさす。

登録台帳に記録される情報の提供先とは、(a)登録台帳にある特定個人の搭載情報がある者に提供された場合に、その詳細、(b)その場合に、当該情報を受けた者の詳細、および(c)情報を提供した場合におけるその他の特記事項をさす。

## 6 生体認証情報の収集等

個人は、指定された場所と時間に出頭し、指紋その他の生体認証情報(目の虹彩および人相)、ならびに写真撮影その他規則に定める情報を提供するように義務付けられる(法5条5項)。

## 7 IDカードの交付等

内務大臣は、各個人に対し、既定の本人情報を暗号化された形で記録し、かつ、一定期間有効なIDカードを、指定書類(当面はパスポート)の発行に伴い、発行者の所有物として交付する。原則として任意登録者については、本人の申請がない場合には、交付されない(6条)。

8 強制登録者のIDカードの更新

外国人登録証の取得・更新のような指定書類 (designated documents) の発給に伴うIDカード強制登録者の場合には、既定の期間内にIDカードの申請を行わなければならない(法7条)。一方、外国人登録証のような指定書類を発行する当局は、その証票(書類)が、IDカードの機能を搭載したかたちで発給されていることを確認しなければならない(法8条2項)。

9 登録台帳(NIR)の正確性の確保など

内務大臣は登録台帳(NIR)の記録の正確性を確保するために、本人、指定書類発行当局などに対して、情報提供を求めることができる(9条)。IDカードを保有する者は、自己の情報に変更が生じた場合には、所定の書式に基づいて、その変更を内務大臣に届け出なければならない(法10条)。IDカードを取得した者が、カードを紛失、滅失、破損した場合には、すみやかに内務大臣に届け出なければならない。内務大臣がIDカードを失効させた場合、すみやかに返納しなければならない(法11条)。

10 本人の同意に基づく本人照会のための情報提供

内務大臣は、本人の同意がある場合、本人以外に対してもその者の申請に基づいて、登録台帳(NIR)から、生体認証情報などを除く、本人を確認できる一定の個人情報の提供を認めることができる(12条)。

11 公共サービスを受ける条件としてIDカードの提示を求める権限

内務大臣は、規則により、公共サービスを受ける条件としてIDカードの提示を求める権限を当局に付与することができる(法13条、14条)。

12 公的機関等による利用・犯罪の防止や取締

内務大臣は、本人の同意なしに、登録台帳に登載されたその者の情報を法律に定める目的の範囲内でさまざまな公的機関ならびに犯罪の防止および取締をする機関に提供できる(法17条、18条)。

13 国家身分登録制度コミッショナーの設置

国家身分登録台帳制度の運用を監視するために、内務大臣は、国家身分制度コミッショナー(National Identity Scheme Commissioner)を任命しなければならない。コミッショナーは、運用状況に関する年次報告書を作成し、内務大臣、議会などに提出しなければならない(法22条、23条)。

Q & A イギリスのIDカード制とは何か

Q イギリスのIDカードは、会社や学校が配っているような、ただのIDカードではないとのことだが!

—— イギリスのIDカード制は、外国人登録証のようなカードを持たせて、職質にあったときなどに警察官とか入管職員とかに提示するという単純な“通行手形”ではない。データ監視国家に必須の“3点セット”で、イギリスに居住する人全員を徹底的にデータ監視しようという仕組み。

イギリスのデータ監視国家 3点セット

背番号 + 生体認証情報	各人に背番号(国家身分登録番号・NIRN= National Identity Registration Number)の付番と、各人の眼球の虹彩、指紋および顔面認識のような生体認証情報を収集。
IDカード	背番号 + 生体認証情報を格納したIC仕様の「IDカード」の発給、官民さまざまな機関での本人確認に使用。
国家ID管理センター	各人の背番号 + 生体認証情報を含む50項目にもおよぶ基本情報をコンピュータ化された「国家身分登録台帳(国家ID管理センター・NIR= National Identification Register)」で集約管理。官民の機関からの照会要請に応じて、本人確認および公益目的で幅広く活用できる。

Q イギリスのIDカード制では、どのような個人情報を国家管理することになるのか?

—— イギリスのIDカード制では、カードの登録申請段階で当局(身分登録証明・旅券局、出入国管理局など)に提供し、国家身分登録台帳(国家ID管理センター・NIR)で管理する各人の情報は、次のように、50項目にもおよぶ。

**本人確認情報**：(a)本人の頭部と肩も入った顔写真、(b)本人の署名、(c)本人の指紋、(d)その他の本人の生体認証情報

**個人情報**：(a)個人の身元〔氏名、その他通称、性別、生年月日・出生地、死亡年月日、本人

と確認できる外見的特徴〕、(b) 連合王国(イギリス)内の主たる居住地の住所、(c) 主たる居住地以外のす

すべての居住地の住所、(d) イギリス内外の以前の住所、(e) イギリス内外の異なる場所に居住していた期間、(f) 現在の居住資格〔国籍、イギリスに在住する資格、居住資格が出入国の承認に由来する場合にはその在留条件〕(g) 以前の居住資格、(h) 身分確認目的で配布される番号情報・これに関連する書類〔ただし、データ保護法で収集が禁止される人種、政治信条、宗教、健康、性癖、犯歴などのセンシティブ情報は除外される〕(i) 登録台帳に記録された本人情報の提供先に関する情報、(j) 本人からの情報開示請求歴。

こうした個人情報は、それらをバックアップする証明資料とともに情報処理され、国家ID管理センター・NIRにある各人の背番号(NIRN)で振り分けられた情報口座に記録。登録した人は、登録申請時に申告した自らの情報に変更があれば、当局へ届け出が必要。

イギリス人であることをやめるかあるいは死亡するまで、外国人はイギリスを去るまで、こうした義務が課される。また、当局は、必要だと思ふ場合には、官公署等の強力要請を含め、独自に身元調査も可。

国家ID管理センター・NIRでは、各人の一生涯の変更情報も管理。死後ないし、外国人はイギリス出国後も、各人の情報はNIRから消去されない。

また、官民さまざまな機関のデータベースでは、各人の個人情報は、登録時に当局から各人に発給された“マスターキー”ともいえる背番号(NIRN)を使って分散管理される。各人の自己情報のコントロール権の霧散は明確。

**Q イギリスのIDカードは、段階的に導入されるようですが、その工程は？**

—— 今後のIDカード制度の導入工程などは、2006年4月に新装開店した、内務省所管の独立行政法人である「身分登録証明・旅券局(IPS = Identity and Passport Service)」が、2008年3月に「国家身分登録スキーム実施改革2008(National Identity Scheme Delivery Plan 2008)」で公表。

**Q イギリスのIDカード制では、IDカードの提示を受けた当局とか業者が、読取機(スキャナー)で本人確認でき、国家ID管**

**理センター(NIR)へも直接本人照会ができるのか？**

—— イギリスのIDカード制では、現実空間(real space)での取引や法律行為の場合には、政府機関や民間機関は、取引等の相手方に対して、IC仕様のIDカードの提示を求め、読取機(スキャナー)で、本人がかざした指紋等の生体情報を読み取り、同時にIDカード内容を読み取り本人確認をする仕組み。また、必要な場合には、国家ID管理センター(NIR)へアクセスし、本人照会することができる仕組み。

したがって、このイギリスのIDカード制は、現実空間(real space)での取引や法律行為の場合には、IC仕様のIDカードの普及に加え、指紋など生体認証情報とICカード内容の読取のため、さらには国家ID管理センター(NIR)への本人照会するための、“読取機(スキャナー)端末のネットワーク”の確立がカギ。しかし、読取機(スキャナー)端末を至るところに張り巡らすこと(読取端末ネットワークの環境整備)は、逆に、その濫用や、犯罪目的への転用に歯止めがかからなくなると警鐘が鳴らされている。

丁度、わが国の住基ネットでの指定情報処理機関(中央センター)に格納された情報に対し自治体のどこの端末からもアクセスできるのに加えて、さらに民間企業のどの端末からもアクセスできるようになったとしたらどうか？今イギリスでは、わが国住基ネットの指定情報処理機関に相当する国家ID管理センター・NIRへ、官民の幅広い端末からアクセスできるようにしようということだから、その危うさは明瞭。わが国厚労省の

Dカード導入新工程表(2008年現在)

2008年～
イギリス国内に居住する外国人〔ただし欧州経済地域(EEA)出身者を除く〕の外国人登録証を兼ねたIDカードの発給【強制取得】
2009年～
安全・機密事項を取扱う分野で働くイギリス籍および外国人〔欧州経済地域(EEA)出身者を含む〕へのIDカードの発給【強制取得】
2010年～
16～25歳の若年層をターゲットとしたIDカードの取得を推進【任意取得】
2011年～
イギリス市民権を有する人を対象としたeパスポート、IDカード、あるいはパスポートを兼ねたIDカードの取得を推進【任意取得】

社保カード構想でも同様の問題あり。

一方、イギリスのIDカード制において、パソコンとインターネットを使った電脳空間（cyber space）での取引や法律行為の場合には、生体認証情報式、IC仕様のIDカードを使っても、本当に本人なのか確認は至難。“成りすまし犯罪”、“個人情報の垂れ流し”、“ハッカー”の温床になるのは必至。

いずれにせよ、生体認証情報式、IC仕様、背番号が格納されたIDカード読取端末システムがイギリス中に縦横無尽に張り巡らされたあかつきには、IDカード制は、国家ID管理センター・NIRを頂点とした官民あらゆるデータベースで分散管理されたあらゆる個人情報にアクセスできる“一生涯監視（lifelong surveillance）装置”に大化け。市民的自由の保障の観点から座視しては行かない大問題。

**Q イギリスのIDカード制は、恒常的な人権侵害的な装置だと思いますが、人権団体などは批判してないのか？**

—— イギリスのIDカード制では、国家が50項目にもわたる個人の広範なプライバシーを収集・管理する国家ID管理センター・NIRが置かれている。政府が、こうした広範な個人情報をNIRに収集・管理し、公有化し、一生涯監視（lifelong surveillance）すること自体が、市民的自由を侵害する行為との厳しい批判あり。

また、このNIRに対し、官民にわたる広範な端末からのアクセスが可能。このため、NIR自体が自由権侵害的な装置である、との厳しい批判。確かに、IDカードの提示を取引の前提条件にしてはならないといった程度の規制はあるが、取引を必要以上に阻害しないようにしようという配慮から、IDカードの民間利用に厳格な制限を加えていない。しかも、プライバシー保護措置が甘いことから、IDカード制はきわめて危険かつ権利侵害的な装置であることが明白。

とりわけ、NIRへの本人確認照会制度は、家庭内暴力や借金の強引な取立などさまざまな問題を抱えて逃げている人などにとっては、過酷な仕組みになる可能性が高い。なぜならば、逃げている人にも住所等の変更情報の届出義務があり、執拗な追跡者が端末からNIRにアクセスして、変更情報を入手し、所在追跡・確認に使う可能性があるため。同じく、イギリスに政治亡命している人などがテロリストの餌食となる可能性も高く、

その危険性の指摘も。

**Q “目玉”は“バイテク情報の国家管理”、“国民背番号制のニューバージョン”**

—— ブレア政権の生体認証情報式IC仕様の身分証明（ID）カード導入計画におけるサプライズは、居住者全員に背番号を付けること。これは標準仕様だとして、各人の目玉の虹彩あるいは人相、手の指紋といった生体認証（バイテク）情報を収集するというのが、それこそ“目玉”。そうしたバイテク情報を国家が画像処理した上で、NIR・国家ID管理センターで集約管理するとともに、それらをICカードに入れて本人に交付して身元証明に使おうというもの。約450万の居住外国人と海外居住者を含む約6千万イギリス市民権保有者の生体認証情報および広範な個人情報は情報処理され、国家データベースである「国家身分証明登録台帳」（NIR = National Identity Register）で集約的に管理。イギリスの“国民総IDカード制”は、生体認証（バイテク）情報の採取もあるという意味で、「国民総背番号制」の“ニューバージョン”。このニューバージョンにおいて、最も真新しい提案は、本人の生体認証情報の採取、官民にわたる諸機関での本人確認目的での利用、捜査機関などへの提供。ただ、指紋以外の生体認証情報については、何を採用するか、正式には未定……。法律では、内務大臣が政令で決められる（法3条6項）。ともかく、この「身分登録証明（ID）カード法案」は、イギリスでの「バイオメトリクス」の本格的な“行政”、利用のきっかけに。高度な電子技術を駆使して国民を徹底監視できる「マスターキー・カード」の創設。



生体情報認証：指紋、虹彩

**Q イギリスのIDカード制は、生体認証情報技術など新技術を採用し、スケールが極めて大きいですが、安全性やコストは大丈夫なのか？**

—— このIDカード制に対しては数多くの不安さの指摘あり。はじめからこうした大規模なスケールで実施するのは無茶だとの指摘が多いのも事実。裏返すと、英IT産業界から見ると、100年に1回めぐってくるかどうかわからないような大規模な公共事業、見逃せないチャンス。

生体認証技術 (biometrics) に対する信頼性はいまだ不十分。また、読取端末ネットワークの環境整備事業も落とし穴だらけ。市民の人格権を守れない、直ちに事業をやめるべきであるとの強い警鐘も。こうした大掛かりな制度をつくって、コスト的にも見合わないのではないかとの批判も。しかし、逆に、IT産業界からすれば生体認証情報式、IC仕様、背番号を格納したIDカードをベースとした新IDカードスキーム、つまり「市民の一生監視 (lifelong surveillance) 装置」がうまく軌道に乗れば、大きなビジネスチャンス、花形の輸出産品にも。旧英領諸国などに売り込めば、IT企業はこの分野の市場での強い国際競争力を持つ。思考錯誤の繰り返しがあるといことはIT産業界でも当然予想。ただ、開発費を含めてあらゆるコストは血税で賄われますから、失敗したとしても、入札できた企業にとっては痛くもかゆくもない。

ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス (LSE) の教授団が、2005年6月に、政府のカード導入にかかる費用対効果分析のいい加減さを告発した320頁にも及ぶ報告書『身分登録計画：連合王国のIDカード法案の影響評価 (The Identity Project: An Assessment of the UK Identity Cards Bill and Its Implications)』 (<http://identityproject.lse.ac.uk/identityreport.pdf>) を公表。その中で、カードの発給には1枚あたり300ポンド (6万円程度) の費用がかかることや、5年に一回の更新でも膨大な費用がかかることを指摘。

**Q イギリスのIDカード制は、役所主導でエスカレートしていくのか、歯止めはかけられないのか？**

—— わが国と同様、イギリスは議院内閣制を採用。ただ、あらゆる分野において、政策立案は行政府 (役所) が独占している状態。IDカード制のような政策は、内務省が立案し、政府提出法案のかたちで主官大臣 (内務大臣) が議会に提出。成立したIDカード法でも、制度設計の将来像について、役所の手でできる。例えば、国家ID管理センター・NIRでの収集管理情報は、現在5

0項目だが、内務大臣が政令で拡大できることになっているのが典型。このように、議会のコントロールがきかないような法律の仕上げ方が問題になるところは、役所社会主義の下にある日本とそっくり。

ただ、現在野党の保守党は、次の総選挙に勝って政権に就いたらIDカード制は廃止を約束。わが国で住基ネットにあれば反対した民主党は、政権に就いたら住基ネット廃止法案を出すのか？ 多分、何にもやらない可能性大。こう見ると、イギリスの保守党のIDカード廃止も、重い政権公約かも。

**Q 国家ID管理センター・NIRに収集・管理される情報に誤りがある場合には、どのように修正手続きをとるようになっているのか？**

—— 国家ID管理センター・NIRに収集・管理される情報は、正確であると推定。しかし、内務省は、本人が登録申請時の申告した情報に加えて、本人の同意を得ないで当該個人に関する情報を追加できること。ただ、この場合、内務省は、その情報が正確であるかどうかを確認する義務はなし。また、正確かどうかを確かめるための基準も不明確。この身元登録証明制度は、政府のための制度で、市民のための制度でないことは明白。

内務大臣は、裁判所に諮ることなく、いつでもIDカードの効力を取消し、カードの返納を求められることができる。徐々にさまざまな行政手続にIDカードの提示が広がっていったときに、こうした大臣の権限は、取消し・返納の対象となった市民について生殺与奪の権限を握るに等しいことにもなり由々しい問題。

**Q IDカードは、本当に "任意取得" なのか？**

—— IDカードは、イギリス市民権を有する人は、任意に当局に登録申請をして所得することになっているから、任意取得が原則、というのが政府の説明。しかし、イギリスに3ヵ月以上居住する外国人には、外国人登録証を兼ねたIDカードの取得が義務づけ。また、イギリス市民権を有する人にも、パスポートを申請した人には、パスポートを兼ねたIDカードを発給。したがって、外国人登録証やパスポートの発給ないし更新をする人には、IDカードを自動的に発給。いずれにせよ、イギリス市民権を持つ人は、国外に在住す

る人も含め、好き嫌いとは関係なく、今後パスポートを兼ねたIDカードの発給を受ける方向に。

当初のプランでは、内務大臣は、いかなる人に対しても、本人の同意なしに国家ID管理センター・NIRに強制登録するように求めることができることになる予定であった。しかし、議会での反対が強く、政府が妥協し、内相に対するこの権限の付与は削除。また、当初は、運転免許証の取得・更新の際にも、IDカード兼用のものを発行する計画であった。これも、議会での反対が強く、中止。

イギリス市民権を持つ人は、パスポートがあれば、EU領域内を自由移動可能。IDカードが嫌な人は、パスポートを取得しなければいいともいえる。しかし、EU諸国を自由に移動したい人が大多数。ということは、やはり、多くはパスポートを兼ねたIDカードの発給を拒否できない立場に。

それから、家を建てたいということで金融機関から融資の場合に、融資担当者が、「国家ID管理センター・NIRで本人確認をさせていただきますので、IDカードの提示をお願いします」と請われたらどうか？NIRで「ホワイト情報」、  
「身元確実な信頼ある人物」と証されないと、融資が断られる可能性も。就職の面接時に、IDカードの任意提示を求められた場合も同じ。まさに「任意取得」はかたちだけかも。

**Q イギリスのIDカードよりも、わが国の「強制取得」の社会保障〔番号〕カード・社保卡の方がもっと厳格なデータ監視国家の構想のように見えるが？**

—— イギリスの「IDカード」の仕組みを見れば、厚生省の健康保険証などをターゲットとした「社会保障〔番号〕カード・社保卡」の「罨」が、透けて見えてくる。

イギリスのIDカード構想、当初は、IDカードは強制発給、強制取得の方向。しかし、議会での反対が強く、政府は法案通過のために妥協を強いられた。結果として、IDカードは強制発給、強制取得の対象は、外国人登録が必要な人や空港施設で働く人、それにパスポートが必要な人だけに。

しかし、IDカード事務を所管する内務省の役人は、一般のイギリス人が広くこのIDカードを取得しないと、この構想は頓挫すると予見。一応、IDカードの民間利用は確保したから、内務

省には、公的機関での各種行政事務に加え、民間での金融サービスや航空券の発券業務、雇用契約などを通じてIDカードの任意提示を奨励しようとの企みも。つまり、「IDカードを取得しないと、仕事も社会生活も事実上難しい」という社会の構築がねらい。

この点、わが国では、御用学者とかと役人とかグルになってすすめた恒常的な人権侵害の装置である「住基ネット」では、住基カードの取得を「任意」とした。このため、「データ監視国家3点セット」、つまり 背番号コード(住基コード)とICカード(住基カード)、中央管理センター(地方自治情報センター)、で国民を徹底的にデータ監視する構想が行き詰る。

わが国の社保卡は、こうした「任意取得とした住基カードの失敗」を挽回することを狙いの代替構想。実質的に「公的身分登録証」、「国内版パスポート」、「マスターキー・カード」として、国内居住者全員にIDカードを強制的に持たせることが狙い。このために、「公的保険」という、だれも逃げられない分野を「人質」に。パスポートとか、運転免許証とかでは、「持たない自由がゆるされ」、「漏れ」が出てくるため。

厚生省が住基ネット所管の総務省と結託して「社保卡」をすすめているのは、まさしくイギリスの「IDカード」と同じで、トータルなデータ監視国家の構築が狙い。

とくに、社保卡では、住基コードなどを格納させ機を見てマスターキー・カードで、国民のセンシティブな健康医療情報を国家関与で分散集約管理することにもつながる。センシティブな情報を含めて人格権を公有化する人権侵害の構想。とりわけ、若い人たちにとっては、赤紙で徴兵する場合の基礎となるかつての「兵役身上調査書」の電子処理をすすめるにも匹敵。憲法9条の趣旨とも抵触する仕組み。

### アメリカは社会保障番号(SSN)の汎用で成りすまし犯罪者天国化

- 「社会保障番号」といえば、アメリカの「社会保障番号(SSN=Social Security Numbers)」が周知のところ。
- アメリカの社会保障番号(SSN)は、1936年に社会保障法を執行する目的で創設。S

SSNは、社会保障基金への勤労者の拠出金を管理することが唯一の目的だった。

- ところが、アメリカは、久しくSSNの自由な利用を放置、拡大させた。その結果、今やSSNは、個人の社会生活、経済活動のあらゆる場面で使われ“マスターキー”、つまり事実上の国民背番号に。
- このマスターキーを使った“成りすまし(身元盗用)”、犯罪や、消費者信用報告書の中のSSN、氏名、住所、生年月日など“クレジット・ヘッダー(見出し情報、本人確認基本情報)”の取引自由化によるプライバシー侵害事件などが多発。
- 連邦議会は、次々と暴かれるSSN犯罪の深刻化にお手上げの状態。SSNの利用制限などの対策を連発。しかし、SSNを“ツール”に使った犯罪の増殖にお手上げの状態。いまだ抜本策なし。
- 連邦議会下院歳入委員会は、SSN問題で、2000年以降2007年まででも過去16回も公聴会を開催。
- 社会保障番号の不正利用の増加と、それともなう成りすまし問題には、ホワイトハウスも注目。
- 2006年5月に、大統領は、なりすまし「特命作業班(Identity Theft Task Force)」を立ち上げ。ねらいは、「盗んだ身元で不正取引をする犯罪者を追跡し、この破壊的な犯罪からアメリカ人家族を保護すること」に。
- この特別作業班は、司法長官と連邦取引委員会(FTC)委員長がトップの組織で、市民の金融情報の保護することと、FTCの年次報告書の中ではアメリカの消費者が最も関心をもっているとされるなりすまし問題への恐怖を少なくすることが使命。
- SSN犯罪対策をめぐる苦悩するアメリカの現実、安易に危険な制度の導入をはかろうとするわが国にとり、よき反面教師。
- わが国の社会保障番号プランは、アメリカのSSNシステムよりも格段にすんだ仕組み。こうしたハイパーな国民監視システムの導入により、データ監視列島化、なりすまし犯罪地獄化の途を歩んではならない。

- 以下に、なぜ、アメリカがSSNの汎用で成りすまし犯罪者天国になってしまったのか、Q & Aのかたちで点検。

**Q アメリカは社会保障番号(SSN)の汎用(多目的利用)で、成りすまし犯罪者天国になってしまったとのことだが、どんなところに原因があるのか?**

—— わが国で社保卡が導入されたとする。IC仕様のSSNカードは、身分証明(ID)カードとしても使える方向。となると、ICカード表面に氏名・生年月日・住所などの基本情報が表記されることになる。それに、社保卡は医療機関とか民間機関でも使用とのこと。つまり、カードに格納される背番号(住基コード、識別番号など)は民間利用にも拓かれる方向。となると、私たちは、医者や介護業者などからサービスを受けるときには、各人の基本情報や背番号などが詰ったSSNカードを提示。医者や業者は、ICカードから、基本情報、さらには内蔵された背番号など秘匿性の高い情報(SSNカード情報)を入手



社会保障番号(SSN)カード・サンプル

可能。こうしたSSNカード情報が漏れたり、不法組織の手に落ちたらどうか。あるいは、ネットの闇サイトで再販売されたらどうか。SSNカード情報をカネに換える“工学技術”を持った犯罪者は、本人になりすまして、いろんな取引を。場合によっては、SSNカード情報を使って何種類ものクレジットカードをつくる可能性も。成りすましでつくったカードで、商品を買ったり、ローンを引き出すというのが常套手段。こうした手口は、保険金詐欺や公的給付などにも使われる可能性も。これが、「なりすまし犯罪」の典型。まさにアメリカにおける社会保障番号(SSN)の成りすまし問題の核心はこの辺にある。

**Q アメリカでは、他人の社会保障番号(SSN)を使った成りすまし犯罪が、インターネット取引でも猛威をふるっていると聞いたが?**

—— インターネット取引（電脳空間取引）が全盛の今日、アメリカでは、他人の社会保障番号（SSN）を盗用した成りすまし犯罪は、対面取引（現実空間取引）に加え、この問題はインターネット取引で一層深刻に。また、SSNを闇販売するサイトが数多くあり、手が付けられない状況。

この点、08年1月25日のわが国厚労省の審議会『報告書』では、社会保障〔番号〕カードの“利用を厳しく制限すると利用が広がらなくなるから困る”という野放図なスタンス。しかし、社会保障〔番号〕カードの利用が電脳空間で広がれば広がるほど、「なりすまし犯罪」は深刻に。私たちは「自分の情報を自分でコントロールする権利」を喪失する可能性が大。まさに、アメリカが成りすまし犯罪に苦悩する理由。

住基ネット訴訟最高裁判決では、「基本情報は個人の内面にかかわる秘匿性の高い情報とはいえない」と判断。しかし、こうした基本情報が“金脈”となる時代にあっては、問題の本質を見誤った判断であることは明白。

**Q アメリカは社会保障番号（SSN）は、任意取得なようだが、実質は強制取得に近いと聞く。それにICカードは発行していないようだが、それでも、成りすまし犯罪は防げないのか？**

—— アメリカでのSSN取得は、原則任意、実質強制。ただ、アメリカは社会保障番号（SSN）だけで、紙製のカードであり、ICカードは発行していない。しかし、ICカードを発行していない現状でも成りすまし犯罪は深刻。ICカードが発行され、ICカード・スキャナー（読取機）が、民間機関に氾濫するようになれば、ICカードはきわめて危険な存在となるのは自明のところ。

現在、わが国の住基コードは強制付番だが、住基コードの民間利用は禁止。また、IC仕様の住基カードは、持つ、持たないは自由。その普及率は、07年末で総数187万枚、普及率わずか1.5%。にもかかわらず、07年度、総務省に報告があった不正利用だけでも約60件にも。

いま検討されている厚労省の社会保障カードは、おぎゃ〜と生まれたら交付する方向。カード格納情報の民間利用制限には消極的な姿勢。

社保カードは、日本人だけでなく、日本に住む

外国人を含めて全員が持つことになる。当然、紛失や不正利用にあう率はグーンと高くなるのは自明のところ。規制がゆるいこともあって、社会保障カードやカード情報が闇に流れて、「なりすまし犯罪」の巣くつ化するのには目にみえているのでは。

**Q 厚労省が検討している社保カードの民間利用の危険性について、具体例をあげると。**

—— 悪質なローン業者が、「社会保障〔番号〕カードを貸してくれば、カネを貸してやる」という手口を使ったらどうか？SSNカードは闇の社会で転がされ、業者にカードを預けた人は身に憶えのないローンで地獄に陥るのは必至。『報告書』は、犯罪対策を軽視。しかし、原則として本人以外はカードを提示、利用できないとしない限り、「なりすまし犯罪」社会へまっしぐら。

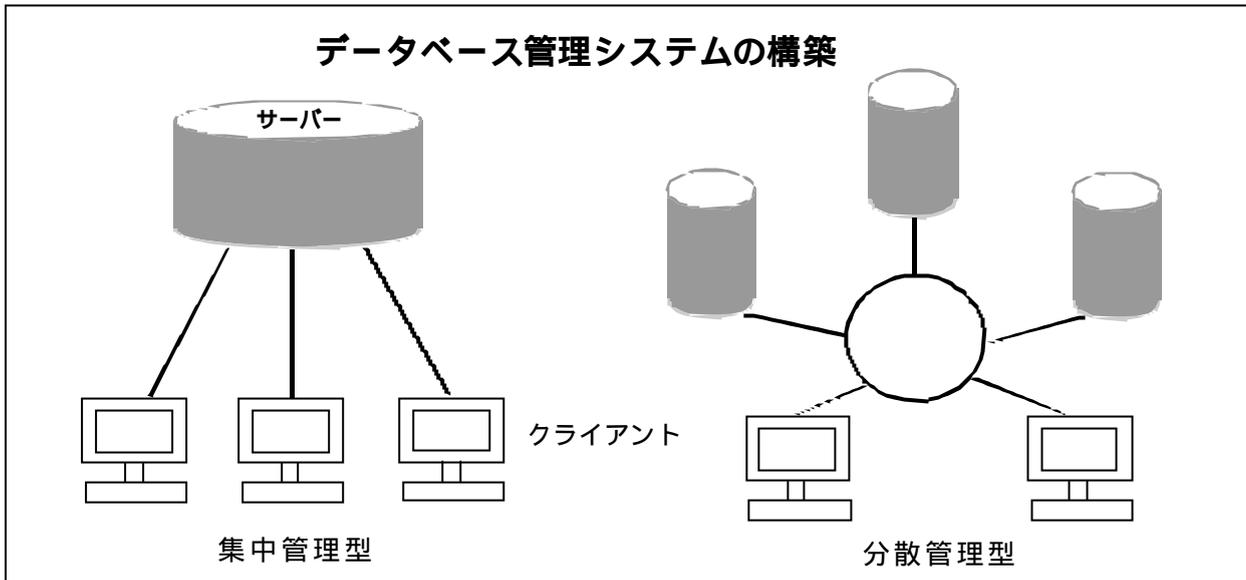
それに、厚労省審議会の『報告書』では、SSNカード情報を使ったデータベース（DB）の構築を原則禁止とするとは書いていない。ですから、官民にわたり数多くの機関は、SSNカード情報を基にDBを構築することができるようにも。となると、こうしたDBが“商品”として裏取引されても、手がつけられなくなるおそれも。法規制をかけても、日本の法令の及ばない海外の“情報ハイブ”に使ったDBが設置されることも。SSNカード情報を基にしたDBの構築を原則禁止としないのでは、まったく話にならない。ちなみに、住基ネットでは禁止。

社保カードは、利用制限がない、あるいはあってもゆるい。となると、利用はエスカレート必至。ここが役人のねらい。その結果、社保カードは、“マスターキー・カード”に大化け。このマスターキーさえあれば、どんな情報でも芋づる式に手に入れることも可能に。厚労省審議会『報告書』では、社保カードの民間利用を促進させ、ハイパーな国民総背番号制、国民皆登録証カード携行制にエスカレートさせたいという思惑がありあり。社保カードでは、住基コードなどを格納させ、機を見てマスターキー・カードで、国民のセンシティブな健康医療情報を国家関与で分散集約管理することも可能に。

しかし、社保カードの強制提示の禁止措置をとらないとしたら、ビデオショッピングやスポーツジムなども、利用者に身元確認に必要とって社保カードの提示を求めてくることにも。これら業者が顧客の社保カード情報を基にDBに蓄積した消費者情報が“商品”として取引することが許される

としたら、どうなるのか。わが国も、アメリカのような誰も止められない「なりすまし犯罪」社会になることは必至。法的に認められる特定の場合

を除いて、各種取引やサービス提供の条件として顧客にカードの提示の強制することを法的に禁止させるのはプライバシー保護の常識。



**Q アメリカの社会保障番号 (SSN) の不正利用にどういう対策を取ってきているのか?**

—— アメリカでは、IC仕様の社会保障番号 (SSN) カードは発行していない。ただ、運転免許証や学生証などにSSNを表記することが長い間、野放しにされてきた。このため、学生証や運転免許証を本人確認に使うと、SSNが漏れてしまっていたわけ。2004年にカンザス州、2005年にミズリー州といったように、近年、免許証を発行している州当局は、次第に免許証の表面にSSNを不記載に。これは、事実上の国民背番号化しているSSNを使った「なりすまし犯罪」を防ぐのが狙い。州立のフロリダ大学では、教職員や学生、同窓生などの情報管理にSSNを使うのを止める決定。もちろん、ここでも「なりすまし犯罪」対策が狙い。ただ、アメリカでは、これまで長い間SSNを基にしたDBの構築が野放しに。このため、フロリダ大学のケースでは、他の番号に変換するに膨大な時間とコストを負担。

この点、わが国厚労省の役人が仕上げた『報告書』では、SSNカードの利用制限に消極的なスタンスに加え、こうした諸外国の実情についてふれることもなし。「なりすまし犯罪」対策の視点がまったく欠如。「事実隠し」の感も。

また、一連の検討では、「社会保障番号カード」とせずに、「社会保障カード」と称して、

「番号」を前面に出すことを避け、ただの乗車カードと同じものの導入のように偽装。事実、『報告書』では、SSNカード内容は、カードリーダーを装備すれば自宅のパソコン・PCで、自分の医療記録とか、年金記録を確認できるとか、セキュリティ感覚、プライバシー感覚を疑ってしまうようなことを記載。他人が自分のSSNカードを手に入れたら、プライバシーは丸裸になってしまうことは子どもでもわかるもの。年金記録だって、社保庁のHPに基礎年金番号で直接アクセスすればいいわけで、カードなんぞ不要。逆に、カードがあれば常に紛失を心配、頭痛の種にも。

このように、年金とかを“人質”にして、意図的に“カード”に関心を集中させ、“番号”に関心を持たないようにさせ、「番号隠し」をしている様相も。その上、“番号についても4案を併記することで煙幕を張る”策略も。役人の狡猾かつ悪賢いハイパーな国民総背番号制、国民皆登録証カード携行制構想を暴く必要が。早く止めさせないと、将来に禍根を残す。必ずわが社会は手のつけられない「なりすまし犯罪」天国になるのは必至。私たち市民クループは、いつまでも“住基の葬式”、“のろいの儀式”を続けているのではいけない。住基の呪縛を断ち切り、頭を切り替え、“ポスト住基”の運動「ストップ・ザ・社保カード」にまい進しないと手遅れにも。

## イギリスでは「消費税2.5%減税」策、 わが国では「定額給付金」エサに消費税増税策？

PIJ代表 石村 耕 治

**迷** 走した「定額給付金」。選挙目当てで言い出したのだが、肝心の選挙はやる気もなさそう。しかし、もう引っ込められなくなって、大儀もなく何となくやるしかないといった現状だ。この定額給付金は消費税増税の“まき餌”ということで、ほとんどの

国民はこのバラマキに冷ややかだ。これに対して、イギリスでは、暫定的に「消費税減税」を実施した。石村耕治PIJ代表に、わが国とイギリスの租税政策を吟味していただいた。

(CNNニュース編集部)

定額給付金は「政策の貧困」そのもの

イギリスでは「消費税2.5%減税」実施

「定額給付金」は、すったもんだの末、結局、1人1万2000円で、18歳以下の子どもと65歳以上の高齢者には8000円を加算することで着地した。支給額は、夫婦と18歳以下の子ども2人の世帯であれば、6万4000円となる。

給付金の総額は1兆9600億円。財源は、財政投融资特別会計の剰余金をあてる。ただ、このためには、特別会計法の改正が必要。第二次補正予算案と同時に関連法案として提出するとしても、年度内実施のためには来年2月までの衆院通過が必要だ。視界不良との見方もある。

支給方法として有力なのは、市区町村が世帯主に給付金の引換券を郵送し、世帯主が申請するやり方か、世帯主の金融機関の口座に市区町村が給付金を振り込むやり方。だが、実際の住所と住民票がマッチしない人たちはもらえない。ホームレスやネットカフェ難民は給付を受けるのが難しい。本当に支援が必要な人たちには届かない。この定額給付金、市区町村の給付経費も入れれば、2兆5000億円を超える。

生煮えの思いつき政策、迷走の末、何となく2兆円～2兆5千億円が消えていく。その分、赤字国債が増発され、財源不足はますます深刻に。で、帳尻は合わないのはわかっているのに、一つ覚えの「消費税アップ」のお題目。これじゃ、働いても貧しい人たちは、ますます貧しくなるのは明らか。「政策の貧困」そのものだ。地元で麻生企業コンチェルンを率いている首相は、本当に「経営」がわかっているのだろうか？「識字」に加え、「経営」、「経済」についても疑問符がつく。

定額給付金ではなく消費税率引下げで国民生活支援策と、企業収益を支える消費・購買力を回復させるために経済の根っこを強固にすべきであるとの主張がある。不況脱出、景気回復に向けて、消費・購買力を強めるために、消費税の減税を効果的に実施して、国民の購買力をしっかり回復させる。つまり、国民の消費・購買力を“肥料”とし、企業収益を支えるという経済の“根っこ”をしっかりとさせる政策の実施である。一考に値する。

こうした消費税減税策を実施したのがイギリスだ。イギリスの財務大臣は、最近の世界同時金融恐慌、不況に対処するための2008年12月1日から消費税(VAT=付加価値税)の標準税率17.5%を15%に引き下げた。(現在、食料品にはゼロ税率、家庭用燃料・電力などには5%の軽減税率が適用されている。これらについては変更なし。)

これで、イギリスが、EU諸国の中では最も低い消費税率になった。(ちなみに、ドイツは19%、フランスは19.6%、アイルランドは21.5%)ただ、今回のイギリスの消費税率引下げ・減税は、暫定的なもの。2010年1月1日からは、本来の17.5%に戻る。

イギリスでは、この消費税率の引下げで、平均的な勤労者は、年間約170ポンド(2万5000円前後)の減税の恩恵を受けることができる。

“暫定減税”で問われる事業者の税務事務負担増

イギリスの新15%税率は、消費者がすでに支払を終えてはいるが、まだ受領していない購入物品やサービスにも適用される。ただし、課税取引となる教育や医療、金融などのサービスに関しすでに支払った分については、新税率は適用にならないとするなど、複雑怪奇だ。売り手側である事業者、とくに中小企業からは、消費税率の暫定引下げ、その後の再引上げにかかる税務事務負担増、煩雑さに悲鳴があがっている。また、11月末に発表し、12月1日から税率引下げ実施のやり方は、余りに拙速。消費税を納める事業者のことを考えていない政治家の暴走だとの批判も強い。会計ソフトや税金計算ソフトの変更のみならず、カードで購入した物品やサービスをはじめとした長期契約に関する消費税の再計算処理など、事業者にとっては多難な船出となった。

このイギリスの政策は、消費税を負担する消費者・国民の人気取りだけではないことはわかる。長く蔵相を務めて首相となったブラウン労働党党首の「経済通」として見せ場をつくるために実施された政策のようにもみえる。消費者・国民の評判は悪くはない。だが、事業者からのブーイングは予想以上の強さである。やはり、消費税減税策の実施にあたっては、消費税を納税する売り手側、事業者の税務事務負担、コンプライアンス・コストにもしっかりと配慮しないといけないことを教えてくれる。また、性急に消費税減税を実施したために、売り手側が税込価格タグの変更が追いつかない。消費者が減税の恩恵を確実に受けられ

ないのではないかと批判が出ている。消費税の消費者への過剰転嫁が危惧されている。

### 定額給付金か、消費税減税か

わが国でも、「定額給付金」に代え、イギリスのように「消費税（率引下げによる）減税」の政策選択が可能なのであろうか。恒久減税ならまだしも、暫定減税というのであれば、商品やサービスを売り、消費税を納付する事業者から見れば、これ以上の煩雑な納税事務負担はご免だというのが本音であろう。どうしても消費刺激策を実施するというのであれば、恒久的な消費税減税か、あるいは、自らの負担のない、市区町村が給付コストを負担する「定額給付金」の方がまだマシという見方になるかも知れない。

河村たかし衆議院議員は、「わが国でも、イギリスに倣って「消費税減税を！」」との考えのようだ。ただ、この場合、買い手である消費者・国民側の都合だけでなく、売り手である事業者の納税事務負担についても、十分な配慮が要る。消費税コスト負担増加分を納付消費税額からの一部還付、所得税・法人税での経費控除・損金経理のような対応を考える必要があるのではないかと。

ともかく、意味がわからない「定額給付金」のバラマキだけはいただけない。こんな生煮えの思いつきの政策は、勇気ある廃止よりない。

最新の  
プ  
ラ  
イ  
バ  
シ  
ー  
ニ  
ュ  
ー  
ズ

No. 1

## グーグルの ストリートビューをめぐる論点

(PIJサイバープライバシー研究班)

**ア**メリカのインターネット検索大手会社のグーグル社が、クエグル日本を通じて、2008年8月5日から、「ストリートビュー (Google's Street View)」サービスをはじめた。このサービスはグーグルの地図サイト上の機能。住所などで地点を指定すると、グーグルが最近撮った画像をタダで見ることができる。街中

の建物や人の動き、車両などが手にとるように見られるサービスだ。ただ、本人に断りもなしに撮影するのはプライバシー（肖像権）の侵害との声が増しに高くなってきている。東京都町田市や杉並区などの自治体、日弁連や市民団体などから、このサービスに反対、ないし慎重な運用を求める意見が相次いでいる。

## ストリートビューをめぐる肖像権論争

アメリカでは、原則として一般大衆について写真撮ることは合法と解されている。また、撮影された画像の公開も原則自由である。ただ、裁判所が、撮影された人が訴え、プライバシーとして保護される理由があると判断した場合は別である。これに対して、カナダのプライバシー法では、ジャーナリズム、文芸目的などの場合は別として、撮影された人物画像を公開するにあたっては、原則として本人の同意を得るように求めている。このため、カナダでは、グーグル社のストリートビュー・サービスの開始には大きなハードルが立ちだかっている。

わが国でも、1969年に最高裁は、「何人も、その承諾なしに、みだりのその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有する」と判断している。また、2003年に最高裁は、「秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない」個人情報であっても、「本人が、自己が欲しない他者にみだりにこれを開示されたくないとするのは自然のことであり、そのことへの期待は保護されるべきもの」として、「プライバシーに係る情報として法的保護の対象となる」と判断を下している。こうした「肖像権」を認めた判決を典拠にして考えると、わが国においては、被写体とされた本人の同意なしに撮影された人物画像を公開するのは許されない、と解される。

ただ、これらの判決は、「個人の肖像権（自由権）」について、直接「企業の経済活動の自由（営業の自由）」との関連で判断を下したケースではない。したがって、グーグル側からすると、ストリートビュー・サービスに必要な以上の政府規制を加えることは、ビジネス活動を萎縮させ、消費者の利便性も損ないかねない、との反論もあるかも知れない。

## グーグル側の主張、それへの異論、反論

事実、グーグル社は、不適切と思われる人物画像については、通行人の顔はぼかし（face-blurring）、車のナンバーは撮影時に取り込まないように配慮している。また、オプトアウト（公開されてイヤだと思う人はクレームをいえば、削除してもらえ）の機会を提供することで個人のプライバシー権とのバランスをとる対策を講じている。こうした配慮や対応をどう評価したらよいのかは、各国

でも議論的になっている。また、人物画像のみならず、私人の建物や敷地などの無断撮影、その断りなしの公開なども財産権の侵害にあたるのかなども問われてくる。

ストリートビュー・サービスに関するプライバシー問題を、オプトアウトの問題に限定してしまうのは危険である、との指摘も一理ある。グーグルの「営業の自由」と、私人の「みだりに撮像されない個人の権利（肖像権）」といったレベルに矮小化されかねないからである。

こうした指摘を織り込んで考えると、「グーグル（一企業）と個人との間の話」としてではなく、むしろ、社会政策としてこうしたサービスを野放しにしておいていいのかどうか、といった視点から是非を判断する必要があるのも確かだ。ネットを支配し、強大なメディア権力を手中にしているグーグルに、ひ弱な個人が対峙するのは容易ではない。オプトアウトによるプライバシー問題への対処をしているからといって、これが弱い立場にある市民を保護する適切かつ十分な手段であるのかどうか問われている。

## 問われるカメラ機能つき携帯電話による人格権侵害

近年、カメラ機能つき携帯電話が普及し、ところかまわず撮影が行われている。また、画像のネット公開も野放し状態だ。こうした私人の撮影した画像が、被写体とされた本人の断りなく公開された場合には、厳格にいうと、やはり「肖像権侵害」である。また、画像が公開されないまでも、撮影が本人の断りなく行なわれた場合にも、人権侵害違反を問われる行為とみるべきなのかも知られてくる。

むしろ、こうしたケースにこそ、前記最高裁の判決がいきってくるのではないか。だが、実際には、私ども市民団体も、弁護士会なども、個人が携帯で撮影した画像をネット公開することに対して「肖像権を守れ」を声高に主張した実績はほとんどない。もうここまで広がってくると規制はムリ、とのあきらめの気持ちがあるのも事実である。だが、「片手落ちなのではないか」と問われても仕方がないと感じている。

あるいは、個人の人格権侵害が大目に見られても、企業の人格権侵害はいけないと主張すべきなのであろうか。ただ、「人格権侵害を引き起こす」カメラ機能つき携帯電話を開発・製品化し、

販売しているのも、営業に自由を謳歌しているIT企業。問題は複雑である。

### 企業の経済活動の自由と人格権とのバランス

みだりに個人を撮影できるカメラ機能付きの携帯電話も氾濫しているだけではない。盗聴器が公然と販売されている。監視カメラも然りである。そして、ストリートビュー・サービスの出現である。

これは、企業の経済活動の自由（営業の自由）が余りにも尊重され過ぎているための結果なのである。このように、高性能の撮像機器やIT

（情報技術）が次々と出現し、あらたな人格権問題が山積している。それにもかかわらず、「肖像権」をめぐる法論議は後追いで、生煮えの状態にあるといえる。

この国では、政府自身が、IT企業と結託して国民全員に背番号コードをつけて、広範な個人情報（人格権）をトータルに管理し、データ監視収容所列島化構想をねらっている実情にある。こうした国家やその国家を動かしているお役人、政治家などに、人格権擁護について“期待”が持てないと感じたとしても、それは当たり前だ。

今まさに、私たち市民団体（NPO、NGO）の力量が問われている。

最新の  
プ  
ラ  
イ  
バ  
シ  
ー  
ニ  
ュ  
ー  
ズ

## お騒がせ米グーグル社、「ストリートビュー」に続き、今度は、「インフルエンザ流行」探知サービスで、プライバシー論争

No. 2

（PIJサイバープライバシー研究班）

**お**騒がせグーグル社が、今度は、アメリカで「グーグル・インフルエンザ流行探知（Google Flu Trends）」サービスで、プライバシー論争を引き起こしている。

この新サービスは、やさしくいえば、グーグルの検索サイトで入力された「flu（インフルエンザ）」に関連した言葉の数を集計し、米50州におけるインフルエンザの流行を占うというものである。グーグル社は、インフルエンザの予測を毎日することで、同社のインフルエンザ流行探知サービスは、インフルエンザの流行に対する早期警戒システムとなる可能性を秘めているという。

だが、グーグル社のインフルエンザ流行探知サ

ービスに対するアメリカのプライバシー保護団体の見方はまったく違う。この種のサービスを通じて収集される検索履歴、検索情報の取扱に注目している。とりわけ、クッキー技術などの追跡技術を使い、集約された情報から検索者（利用者）の特定ができ、さらには特定した検索者の各種個人情報のデータリンケージ（情報接合）が野放しな仕組みになっていることなどを問題としている。「匿名性」や「検索情報の接合禁止」の確保など包括的な安全対策が講じられない限り、インフルエンザ流行探知サービスは、利用者（検索者）本人の自己情報のコントロール権を侵害するものであると強く批判している。

インフルエンザの流行状況がすぐわかるから便利？

米グーグル社は、グーグルで入力・検索された「flu（インフルエンザ）」【注・アメリカでは、インフルエンザを、日常「フルー（flu）」という】言葉の情報から、アメリカ国内のインフルエンザの流行を探知できる新サービス「Google Flu

Trends」をはじめた。このサービスを使えば、全米に広がる自社サイトの地図上でインフルエンザの流行度合をつかむことができる。利用者は、まず、画面上で全米50州の中から、カリフォルニア、ニューヨークといった特定の州にカーソルを合わせる。そうすると、インフルエンザの流行が、折れ線グラフで過去1年間の発症率と「微弱」から「猛威」まで5段階で自動的に表示され、今の流行の度合を知ることができる。また、

自分の住んでいる地域や旅行する予定の州を選択し、いち早くそこでの流行の度合も把握できる。利用者（ユーザー）は、このサイトをおおいに利用し、インフルエンザの流行を探知し、手洗いやうがい、栄養剤補給などの感染対策・予防に役立ててもらいたいとしている。

真のねらいは「疾病・医療情報収集」か？

グーグル社の公式ブログでは、インフルエンザ流行探知サービスについて、「これらの言葉が検索される頻度と、インフルエンザの症状を起こしている人の数との間に密接な関係があることを見出した」という。アメリカで、国家としてインフルエンザをはじめとした幅広い病気（疾病）の調査を行っているのが、ジョージア州アトランタにある全米疾病対策センター（CDC = US Centers for Disease Control and Prevention）である。グーグル社は、CDCの調査結果を共有した結果、このことがわかったという。むしろ、「flu」の言葉を検索した人数統計を使うと、CDCよりも2週間ほど早くインフルエンザ流行の探知・予測ができるとしている。

グーグル社は、このサービスはいまだ試行レベルにあるという。だが、こうしたサービスを他の病気（疾病）にも広げていけば、インフルエンザ以外の病気の流行に対しても有効なツールとなる可能性を秘めていると示唆している。グーグル社が、将来的には、この種のサービスを、エイズなど他の病気にもエスカレートさせていく腹積もりであることが、透けて見えてくる。

一方で、グーグル社は、個人の検索履歴、検索情報を法的に、そして技術的に保護する対策は十分にたてられていないことを吐露している。とりわけ、検索履歴、検索情報の「匿名性」を保護するための法的保護措置を欠いているサービスであることを認めている。

アメリカのプライバシー保護団体は、グーグル社に対して、利用者が検索したインフルエンザ流行探知サービスにかかる検索履歴、検索情報の再利用制限をはじめとした十分なプライバシー保護対策をたてるように求めている。でないと、グーグル社が、利用者のメールアドレス、クッキーなどの追跡技術を使って、集約された検索履歴から利用者の本人特定・個人確認が可能になるからである。

今のままグーグル社のサービスが幅広く利用されると、インフルエンザ流行探知サービスを検索

した人が、他の医薬品、医療関連情報なども検索した場合にはどうなるのであろうか。それらのデータがリンケージ（結合）・集約され、集約された本人の疾病・医療関連検索情報が垂れ流しになるおそれも強い。現状では、何の規制もないからである。こうした検索履歴、検索情報が、本人の知らないところで売り買いされても、本人のコントロールを及ぼすことは難しい。アメリカのプライバシー保護団体が、グーグル社のサービスに反対している主な理由である。これら保護団体は、グーグル社の新サービスが「うわべ」だけのセールス・トークですすめられていることを見抜いている。同社のビジネス戦略の「本音」は、人権侵害につながる幅広い「センシティブな疾病・医療関連検索情報の収集と検索情報の商品化」にあることを告発し、その不実さを問いただしている。

「インフルエンザ」は「撒き餌」？

とくに、グーグル社は、当初は好感を持って一般に受容れやすい「インフルエンザ」を「撒き餌」にしている。他の病気にもこの種のサービスをエスカレートさせていく魂胆はありありだ。となると、センシティブな医療関係検索集約情報から「個人の特定」を法的に禁止とする措置が講じられないと、手が付けられなくなるおそれがある。プライバシー保護団体は、グーグル社に対して、インフルエンザ流行探知サービスの匿名性、つまり疾病・医療関係検索情報から検索者本人特定を行わないことを確約するように求めている。ただ、グーグル社側からみると、この種のサービスの検索利用者にクッキーなどの追跡技術を使わないとなると、営利企業としての「うまみ」はない。

言論の自由も萎縮させる

すでにふれたように、今のままでは、グーグル社のインフルエンザ流行探知サービスを利用すれば、利用履歴が蓄積される。また、この種のサービスが他の病気にもエスカレートしていくとする。この場合、グーグル社は、利用者のメールアドレス、クッキーなどの追跡技術を使って、検索サービス利用者本人の特定、さらには他の疾病・医療関連検索情報の収集もできるようになる。これらの検索情報がドッキングされ、商品化も可能になる。保険会社に売られたり、自分の知らないところで再利用されるおそれも出てくる。こうなる

と、インターネットのホームページをサーフして疾病、医薬品、医療関連情報などを検索することをやめなければならなくなる。

これは、見方を換えれば、「言論の自由」に対する挑戦でもある。米連邦最高裁は、言論の自由の保障について、「重要性のある一般的な事柄について意見表明をしたい場合に、個人の特定や報復の恐れがあるとすれば、完全に自由に議論することを思いとどまらせることになるかも知れない」（*Talley v. State of California*, 362 U.S. 60 《1960》）と警鐘を鳴らしている。グーグル社のインフルエンザ流行探知サービスは、言論の自由を抑制することにもつながりかねず、問題の根深さがわかる。

### グーグル社のねらいは、疾病・医療関係検索集約情報からの個人特定

さらに、こうしたアクセス歴、検索情報が公開される場合はもちろんのこと、公開されなくとも、政府の手にわたったときには、個人情報の公有化にもつながるおそれもある。こうした個人の疾病、医療などの用語のキーワード検索を通じたデータ収集方法や集約された検索歴、検索情報からの本人特定は、プライバシー法の理念に反し、不適正との批判が強い。いずれにしろ、センシティブな疾病・医療関係検索集約情報から利用者の特定、個人を割り出すことは、個人情報の濫用にあたりと解される。

これまでの事例を分析してみると、第二次大戦中、アメリカ政府は、集約データである国勢調査データから、日系アメリカ人を割り出し、収容所送りを決めたケースがある。また、9・11同時多発テロ事件以降、祖国安全省（DHS = Department of Homeland Security）は、国勢調査情報からイスラム系アメリカ人を抽出し、監視の対象としていることが報告されている。現在、国勢調査情報の国家安全目的への流用については、まったく法的保護措置は講じられていない。厳しい批判のあるところである。

これは、民間企業であるグーグル社の場合も同じである。同社は、インフルエンザ流行探知サービスを“呼び水”に、この種のサービスを徐々にエスカレートさせる魂胆である。だが、センシティブな各種疾病・医療関係検索集約情報から個人の特定、割り出しを行うことができる大掛かりなシステムを構築することは、人格権侵害につながるのとは明らかである。インフルエンザ流行探知サービスについては、“匿名によるアクセス”ないし“アクセス歴からの利用者個人の割り出し原則禁止”、“本人に断りのない利用歴の商品化の禁止”などのプライバシー保護対策が重い課題となっている。

いまや、インターネットは、グローバルな公共インフラである。グーグル社のような巨大化した一多国籍IT企業が、インターネットを制覇し、暴走しないように、常時、各国の市民団体の協力によるグローバルな監視が求められる。

### 最新の気になる情報を分析する

## 奨学金の滞納防止に、 ブラック情報の通報制度の整備だけでよいのか？

（CNNニュース編集部）

日本学生支援機構（JASSO・「旧日本育英会」<http://www.jasso.go.jp/>）は、2008年12月5日に、奨学金の返済を3ヵ月以上滞納した人について、その人の滞納個人情報（氏名・住所・勤務先・延滞額など）を全国銀行個人信用情報センター（<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>）に通報することを決めた。この種のブラック情報の通報には、プライバシー問題はないわけではない。まず、通報された内容の本人への開示の義務化がいる。

また、とくに誤った情報を通報された場合、記録を完全に削除してもらうなどの権利を徹底して保障する必要がある。でないと、情報上の権利を侵害され、被害を受けるおそれがあるからである。

アメリカで、急患で病院に行って診てもらって後払いにしたとする。で、支払が遅延すると、「月日まで支払わなければ、クレジット・ビューロー（信用情報機関）へ通報しますので、ご注意ください」と注意書きを同封した請求書が送

られてくるのが常である。

また、18歳を過ぎると乳離れするアメリカでは、大学が保証人になってもらって金融機関から奨学ローンを借り、大学へ入学してくる学生も多い。この場合、卒業後の分割払いが遅延すると、やはり信用情報機関へ通報されることを覚悟しなければならない。

いったん信用情報機関のブラックリストへ名を連ねると、クレジットカードはつくれなくなるし、住宅ローンなども組めなくなる。一生涯、「障害」になる可能性があるから、信用情報機関に通報されることを恐れる風土にある。

以下のニュースリリースを読めば、日本学生支援機構から学資の提供を受けた人たちの「甘え」の実情がよくわかる。2010年から通報を開始する。年間5万件程度になる模様だ。

ただ、日本的な奨学金制度自体に問題がある。

それは、アメリカなどでは、「奨学金 (scholarship)」とは、通例、返還義務のないものをさすからである。返還義務のあるものは、通例「学資ローン (student loan)」という。日本学生支援機構が、「奨学金」のネーミングを使うというならば、通報制度の整備に勢力を注ぐよりも、返還義務の要らない本来の奨学金が給付拡大に取り組むべきではないだろうか。グローバルに通用する制度にした方がいい。

確かに、学校の教員とかを何年かやると返還が免除されるなどの特例もある。しかし、こうした特例も、運営のあり方によっては不公平を生む。一方、学資ローンのかたちの業務を引き続き行うというのであれば、こうした業務を独立行政法人が継続するのは疑問がある。むしろ、民営化ないし普通の金融機関に任せるべきではないか。民業圧迫の回避なども含め、再考の余地がある。

## JASSO日本学生支援機構奨学金

### 個人信用情報機関への個人情報の登録について

独立行政法人日本学生支援機構（以下「当機構」という。）の実施する奨学金は貸与制であり、返還された奨学金は後進の方々の奨学金の財源として循環運用されており、返還金の確実な回収は、奨学金制度を安定的に運営するための重要な課題となっています。

特に、近年の事業規模の拡大により、事業規模に占める返還金の割合が高くなっています。平成20年度の無利子・有利子奨学金の要返還額合計は約3,600億円に達し、返還人員も258万人の規模となっています。

平成19年度末の返還状況について見ると、延滞分を含む要返還額3,175億円に対して、2,515億円が返還され未返還額は660億円となっており、この未返還額について法的措置を含めた回収強化策を進めています。返還額が次の奨学金の原資になる本制度のしくみから、未返還額は憂慮すべき状況にあることは当機構としても十分認識をしており、返還金回収強化のために全力を上げて取り組んでいるところです。

一方、当機構の奨学金の返還促進に関しては、「『独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について』における指摘事項を踏まえた見直し案」（平成18年12月行政改革推進本部決定）の中で、「貸与した奨学金の回収については、事業の健全性を確保するため、抜本的な強化を図ることとする」と指摘されていること。また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月閣議決定）において、「延滞債権の回収率向上を図るための抜本的な対策を平成20年度中に策定することとし、所要の措置を講じる」ことが指摘されたところです。

こうした動向を踏まえ、当機構では、本年6月に奨学金の返還促進に関する有識者会議が取りまとめた「日本学生支援機構の奨学金返還促進策について」において、返還開始後一定の時期における延滞者について、当該延滞者の情報を個人信用情報機関に提供することにより、延滞者への各種ローン等の過剰貸付を抑制し、多重債務化への移行を防止することは、教育的な観点から極めて有意義であるとの提言を受け、延滞者に限って、その情報を個人信用情報機関へ提供することとして、本年11月に全国銀行個人信用情報センターに加盟し、延滞者に限定して個人信用情報機関への個人情報の登録を実施することとしました。

記

#### 当機構での個人信用情報機関の利用方法

- (1) 機構からの個人情報の提供は、延滞者に限定します。
- (2) 個人信用情報機関に登録されている情報は、与信判断（採用時）には利用しません。
- (3) 個人信用情報機関側の最新住所情報を入手し、機構での住所確認に活用します。
- (4) 機構以外からの借用情報（奨学金以外のローンの返済状況等）を入手し、多重債務に陥っているような場合には、即時に法的処理に入ります。

#### 対象者

- (1) 貸与中の者
- (2) 平成21年度以降の新規採用者
- (3) 返還中の者

#### 個人情報の登録時期

・延滞3ヶ月以上となった者。ただし、新規返還者については返還開始後6ヶ月経過時点で延滞3ヶ月以上の場合。6ヶ月経過以降は、延滞3ヶ月になった時点。

～ 新刊紹介 ～

河村たかし著

『この国は議員にいくら使うのか』

- ・発売日：2008年9月
- ・定価（税込）：798円
- ・発行元：角川SSコミュニケーションズ



グローバルにみても、日本の議員はかなり高給取りである。なぜ、こうなってしまったのか？諸悪の根源は、戦後まもなく施行された国会法第35条【議員は、一般職の国家公務員の最高の給与額より少なくない歳費を受ける】にある。この構図の下では、「役人の給料が上がらなければ国会議員の給料も上がらない」。かくして、役人と議員による馴れ合い、高給高待遇路線が定着した。この流れは地方議員にも波及し、さらに「議員特権」という「隠された手当」によって膨れ上がった。本書では、この血税の乱費、ばらまきのカラクリにメスを入れた。このカラクリを糾そうという議員の動きはきわめて鈍い。このカラクリは、むしろ強化され、疫病のように広がっている。その病原は「党議拘束」という日本独自のシステムにある。このシステムを読み解き、治療策も処方する。

編集及び発行人

プライバシー・インターナショナル・ジャパン  
(PIJ)

東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021

Tel/Fax 03-3985-4590

編集・発行人 中村克己

Published by

Privacy International Japan (PIJ)

IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro

Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan

President Koji ISHIMURA

Tel/Fax +81-3-3985-4590

<http://www.pij-web.net>

2009.1.7 発行 CNNニュースNo.56

入会のご案内

季刊・CNNニュースは、PIJの会員（年間費1万円）の方だけに送りしています。入会はPIJの口座にお振込み下さい。

郵便振込口座番号

00140-4-169829

ピ・アイ・ジェー (PIJ)

NetWorkのつぶやき

・福祉、介護、医療といった主だった社会保障制度は、プライバシーの根こそぎ放棄を求める仕組みと化している。社保番号、社保カードは、人格権のトータルな国家管理のための構想。こんなもの要らない。今年を人格権再構築の元年に。 (N)